

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	40 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	24 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	71 件
国民年金関係	22 件
厚生年金関係	49 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から同年3月までの国民年金保険料（付加保険料を含む）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から同年3月まで

私は、昭和55年1月に国民年金に初めて任意加入し、61年4月に第3号被保険者になる前月まで、国民年金保険料を付加保険料とともにすべて納付した。私は、昭和61年4月時点で納付すべき保険料をすべて納付しきったと安どしていたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の納付記録を見ると、申立期間及び第3号被保険者期間を除く国民年金加入期間の保険料を完納していることが確認でき、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、昭和60年11月9日に国民年金に任意加入し、61年3月10日に、申立期間直前の60年10月から同年12月までの国民年金保険料（付加保険料を含む）を納付していることがオンライン記録から確認でき、その時点で申立期間の保険料を納付することが可能であった。

さらに、オンライン記録において、任意加入者から第3号被保険者への手続処理日は、昭和61年4月23日であることが確認でき、申立人が第3号被保険者への種別変更手続をおこなった時点においても、申立期間の保険料は、納付が可能であったと考えられ、申立期間（3か月）に係る保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む）を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年12月まで

昭和48年3月にA市役所で国民年金の加入手続を行った。納付方法は覚えていないが、加入手続をした時期に続く申立期間の保険料を納付しないはずがない。申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年3月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期及び保険料納付に関する状況を見ると、特殊台帳及びオンライン記録から、申立人は昭和48年3月に任意で国民年金に加入し、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付するとともに、被保険者の種別変更手続を的確に行っていることが確認でき、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の特殊台帳を見ると、申立期間を含む昭和48年度の摘要欄には催告が行われたことを示すスタンプが押され、申立期間に続く昭和49年1月から50年3月までの保険料は過年度納付されていることが確認できるところ、申立人は、申立期間についても、催告を受け過年度保険料にかかる納付書が発行され、過年度納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立人の特殊台帳を見ると、上記の昭和49年1月から50年3月までの保険料は、52年5月に過年度納付されていることが確認できるところ、本来、納付時点においては、49年1月から同年12月までの保険料は、時効の成立により制度上納付することができないが、この段階において何らかの事務的過誤があった可能性は否定できない。

加えて、申立期間は9か月と短期間であり、申立期間の前後を通じて住所変更は無く、生活状況にも特段の変化は無かったと陳述しており、申立期間の保険料を納付できない理由は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から40年3月までのうちの2か月間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から40年3月までのうちの2か月間  
母が私の国民年金の加入手続を行い、昭和39年8月から申立期間の保険料を含め、45年11月に結婚してA県に引っ越しするまでの私の国民年金保険料を町内の世話役に持参して納付してくれていた。母は、兄の保険料も同じように納付していた。申立期間の兄の保険料は納付済みとされているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年3月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、この場合、申立期間の保険料を現年度納付することは可能である。

また、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親の国民年金の加入及び保険料納付に関する状況を見ると、特殊台帳から、昭和40年1月に任意加入し、同年1月から60歳に到達する57年\*月までの保険料を完納していることが確認できることから、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人は、母親が申立人の保険料と申立人の兄の保険料を一緒に納付していたと陳述しているところ、オンライン記録によると、申立人の兄の保険料の納付状況は、20歳到達月から厚生年金保険に加入するまで納付済みであり、申立期間の保険料も納付済みとされていることが確認できる。

加えて、申立期間は2か月と短期間であり、申立人は、申立期間の前後を通じて住所変更は無く、生活状況に特段の変化は無かったと陳述している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月及び49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年6月  
② 昭和49年1月から同年3月まで

私は、昭和47年6月に国民年金に加入した。当時、私が住んでいる地域では、町内会で国民年金の集金をすると市から町内会に補助金が出るということで、毎月、隣組の集まりの時に町内会費と一緒に国民年金保険料を集金しており、国民年金保険料だけ納め忘れることは考えられない。

平成11年4月20日に市役所に行き、昭和49年1月から同年3月の記録についてA社会保険事務所（当時）に確認してもらおうと、納付の記録になっていると回答をもらった。未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年6月に国民年金の任意加入手続を行い、地域の納付組織である町内会に、町内会費と一緒に国民年金保険料を納めていたと申し立てている。

そこで、B市の被保険者名簿及び特殊台帳を見ると、申立人は昭和47年6月9日に国民年金に任意加入していることが確認でき、この場合、申立期間①及び②は、国民年金保険料を現年度納付することが可能である。

また、申立期間は合わせても4か月と短期間であり、任意加入後は、昭和52年3月に厚生年金保険被保険者資格を取得するまで申立期間以外の保険料は現年度納付されており、申立期間当時の夫婦の生活状況に変化は見られないことから、申立期間に関しても現年度納付したと考えるのが相当である。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳及び市の被保険者名簿を見ると、昭和48年4月から同年12月までの保険料は納付済みであるにもかかわらず、特殊台帳では当該期間の保険料が未納の記録となっていることから、申立期間②の直前の期間は不自然な記録となっている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録の訂正が必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

私の国民年金の加入手続は、母が行ったと実姉から聞いている。保険料は、町内の世話役が集金にきていたということである。

母と一緒に国民年金保険料を納付していた実姉の記録は納付済みとなっている。母も平成13年10月に亡くなるまで国民年金をもらっていた。

申立期間の保険料が、私だけ未納とされているのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金の加入手続及び保険料納付を母親が行っており、加入当初から保険料を納めていると申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、昭和46年8月9日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、払出時点において、申立期間の保険料を現年度納付することが可能である。

また、申立人の母親が申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の姉夫婦の納付記録を見ると、オンライン記録から、申立期間は納付済みの記録となっており、申立人の申立期間の保険料についても母親が納めたとする申立人の陳述に不自然さは見られない。

さらに、申立期間は12か月と短期間であり、申立期間に続く昭和47年4月からの保険料は現年度納付されていることがオンライン記録から確認できる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から55年3月まで

私は18歳から父が自営する店に勤め、両親と店舗兼住宅で同居していた。

昭和48年に結婚したころに、父から、私が20歳になった時、国民年金の加入手続をしてその後の保険料を納付してきたと聞いた。結婚後、市内で転居したが、引き続き父の店に勤めていたので、納付書を父に渡すと父が保険料を納付していた。

昭和51年にA市に転居してからは、送られて来た納付書で私がA市役所で納付した。

平成5年に店を法人化にして厚生年金保険に加入したが、国民年金加入期間のうち、A市に居住していた時に私が納付した1年分の保険料以外は父が納付していた。

父親が、平成2年に亡くなったので詳しいこと分からないが、申立期間の保険料を父親が納付していたのに未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付について、申立人の父親が行っていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年8月27日に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる上、申立人の保険料は、申立期間を除き、平成5年11月に厚生年金保険被保険者となり、国民年金の被保険者資格を喪失するまでの間は保険料を完納していることが特殊台帳及びオンライン記録から確認でき、申立人及びその父親の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は12か月と短期間であるとともに、その前後の保険料は納

付済みであり、納付意識の高い申立人の父親が申立期間の保険料を納付しなかったとみるのは不自然である。

さらに、申立人は、昭和 50 年度の保険料について 12 か月分の領収書を所持しているが、市の国民年金被保険者台帳では、同年度は 9 か月の納付済みの記録となっている上、申立人の名前のフリガナとは異なるフリガナで、特殊台帳及び B 市の国民年金被保険者名簿が管理されていることが確認できることから、何らかの事務的過誤があったことがうかがえる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年8月から51年3月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から51年3月まで

私はA県のB市に住んでいたころ、国民年金に加入し、加入当初から定額保険料に加えて付加保険料を納付してきた。

ところが、最近、加入当初の11か月について、付加保険料だけが未納とされていることを知らされた。国民年金手帳にも昭和50年5月に国民年金への加入と同時に付加保険料を納付する申込みを行っているように記載されている。それ以降は、納付書により漏れなく保険料を納付してきた。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年5月に国民年金に加入して以降、60歳に到達するまでの国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、付加保険料についても、申立期間を除き、申立人が第3号被保険者となるまでの付加保険料を納付することが可能な期間について、すべて納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の所持する国民年金手帳によると、申立人が付加年金の申込みを行った時点は昭和50年5月1日である旨記録されているところ、当該時点がオンライン記録によると51年4月である旨、特殊台帳によると50年4月である旨記録されていることが確認でき、これらの記録内容はそれぞれ一致しておらず、申立人の納付記録について適正な管理がなされていなかった可能性がうかがえ、これらの記録から申立人が付加保険料の申込みを行った時点を特定することも困難なものとなっている。

申立期間のうち、昭和50年8月から51年3月までの期間について、申立

人は50年6月にB市からC市へ転居しているところ、申立人が保管する当該期間に係る領収書によると、同市発行であることが確認できるとともに、領収額には、定額保険料のみの金額が記載され、領収印の日付から、保険料が現年度納付されていることが確認できるが、B市役所及びC市役所によると、申立期間の当時、国民年金への加入日以降に付加保険料をさかのぼって納付したいと申し出た者に対しては、現年度納付の申出に限り、定額保険料の納付書とは別途、付加保険料のみの納付書を送付し、国民年金手帳には、付加年金への加入日を国民年金被保険者資格の取得日と同一日となるよう遡及<sup>そきゅう</sup>して記載する取扱いを行っていたとしている。申立人が所持する年金手帳によると、付加年金への加入日は国民年金被保険者資格の取得日と同一日（昭和50年5月1日）とされており、上記の申立人の納付記録に係る記録管理の状況を踏まえると、申立人に対して定額保険料の納付書に加えて付加保険料のみの納付書が発行された可能性を否定することはできず、納付意識の高い申立人が、定額保険料の納付書により定額保険料を納付するとともに、別途発行された付加保険料のみの納付書により当該期間の付加保険料を納付したとしても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和50年5月から同年7月までの期間については、申立人が保管する当該期間に係る領収書によると、前述と同じくC市発行であることが確認できるとともに、定額保険料のみの金額が記載されている上、その領収印の日付から、保険料が過年度納付されていることが確認できる。B市役所及びC市役所によると、上記の付加保険料のみの納付については、納付対象期間の定額保険料が現年度納付されていることを前提に収納していたとしており、定額保険料が未納期間であることが分かった場合は付加保険料を収納せず、収納後に定額保険料が未納期間であることが分かった場合は付加保険料を還付していたとしていることから、定額保険料が過年度納付されている当該期間の付加保険料が収納されたと考えるのは困難である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年8月から51年3月までの国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から同年12月まで

私は、昭和53年ごろに国民年金に加入した。以降の保険料については、家計及び自営業の会計をしていた私が、夫婦二人分を納付した。年金の受給申請に行ったところ、私だけ6か月間の未納期間があると分かった。

申立期間の当時はバブル期の前で、仕事も順調だったので、夫が納付済みで、私だけが未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人及びその夫に係る国民年金手帳記号番号が連番で払い出された昭和52年4月以降、申立期間が6か月間を除き、60歳となるまで国民年金保険料をすべて納付している上、申立人が保険料を納付していたとする申立人の夫についても、国民年金手帳記号番号が払い出された以降、60歳となるまでの国民年金加入期間について、保険料をすべて納付している。また、申立人及びその夫は、いずれも高齢任意加入により、60歳以降の平成12年9月から13年6月までの期間の保険料についても納付しており、夫婦二人分の保険料納付を行っていたとする申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人のオンライン記録によると、昭和62年9月に催告が行われた旨の記録が確認でき、申立期間について過年度納付書が発行されたものと推認できる。

さらに、申立人が保険料を納付していたとする申立人の夫のオンライン記録及び特殊台帳によると、申立期間の保険料については、納付済みである上、昭和54年2月から55年3月までの期間、57年1月から同年3月までの期間及び同年10月から58年3月までの期間の保険料については、過年度納付されていることが確認できることから、申立人は、国民年金への加入手続を行った以降、保

険料が未納となっても過年度納付を行うことにより、さかのぼって保険料をすべて納付しようとしていることがうかがえ、納付意識の高い申立人が、申立期間の6か月についても過年度納付したと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月及び同年8月

昭和45年6月に会社を辞め、A市へ転入届を提出するためにA市役所に行った。その際、市の職員から国民年金への加入は義務であると言われたので加入手続きを行い、その場で同年6月の国民年金保険料を納めた。その翌月から再就職するまでの申立期間2か月について、母に国民年金手帳を渡して保険料納付を任せており、母が納めたはずの期間が未納とされていることに納得できない。

また、私が納付した昭和45年6月の保険料については、ねんきん特別便をきっかけに社会保険事務所(当時)で記録の確認及び訂正が行われているが、それまでは納付記録が漏れたままにされていたということでもあるので、なおのことよく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年6月に国民年金への加入手続きを行い、その際、同年6月の保険料を納付し、申立期間の保険料については、申立人の母親に国民年金手帳を渡した上、納付を任せたとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は同年6月に払い出されていることが確認できることから、このころに加入手続きが行われたものと推認され、申立内容と一致している。

また、申立人が保険料納付を任せたとする申立人の母親は、国民年金制度発足と同時に国民年金に任意加入して以降、60歳になる前月の昭和46年\*月までの期間について、保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえることから、申立期間の2か月について、母親自身の保険料のみ納付し、納付を委ねられた申立人の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、オンライン記録によると、申立期間の直前である昭和45年6月の納付記録については、当初、未納期間とされていたが、平成21年7月15日に納付済期間に訂正されていることが確認でき、申立人の納付記録について適正な管理がなされていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの期間及び52年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月から同年3月まで  
② 昭和52年1月から同年3月まで

私が昭和44年1月ごろ、親が国民年金の加入手続を行ってくれた。保険料については、加入当初から結婚後しばらくは親が納付し、その後は夫が欠かさず納付した。夫のきちょうめんな性格と、市職員であったことを考えると、未納があることも、未納のまま放っておくことも考えられない。

また、以前、別の期間（昭和48年1月から同年3月まで）について、当初未納期間とされていたが、年金手帳の検認印を基に、社会保険事務所（当時）によって納付済期間に訂正された経緯がある。同じ年度末の期間ばかりが未納とされていることもあって、申立期間についても同様に記録の誤りだと思う。

未納とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年1月ごろに国民年金に加入して以降、60歳に到達するまでの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、60歳以降についても、加入可能な期間の上限まで高齢任意加入して保険料を納付しており、国民年金への加入意識及び納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の特殊台帳及びオンライン記録によると、申立期間①及び②の前後の保険料は現年度納付されていることが確認でき、当該期間についても納付書が発行されていたものと考えられる上、当該期間の前後を通じて、申立人及びその夫の仕事及び住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は見られないことから、申立人の納付意識の高さを踏まえると、当該期間のそれぞれ3か月が未納とされているのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年3月まで

私は、昭和46年9月に会社を退職し自営業を始めたので、すぐに夫婦で国民年金に加入したように思う。国民年金保険料は、いつも夫婦二人分を一緒に納付してきたのに、申立期間は妻だけが納付済みであり、私が未納とされていることは納得できない

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年7月に払い出され、この時点において現年度納付が可能であった同年4月以降、60歳期間満了までの29年間、申立期間を除き、保険料をすべて納付していることから、国民年金保険料の納付に対する意識が高かったものと認められる。

また、申立人の特殊台帳を見ると、申立期間前後の時期において、当初未納であった昭和52年1月から同年3月までの期間、53年10月から54年3月までの期間及び55年1月から同年3月までの期間の保険料を、それぞれ過年度納付していることが確認できることから、この時期における申立人の未納解消の努力がうかがえる。

さらに、申立期間は3か月と短期間である上、当初未納期間であった上記期間及び申立期間に対し、社会保険事務所(当時)がそれぞれ納付催告を行ったことが同特殊台帳により確認できることなどを踏まえると、同様に納付催告を受けているにもかかわらず、納付意識の高い申立人が、申立期間の保険料のみを過年度納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から57年3月まで

私は、昭和55年4月に離婚し、子供を連れて実家に転居した時、母に勧められて国民年金に加入した。加入手続の際、区役所職員に「最初の3か月分は保険料を納付したほうが良い。」と言われたので、同年7月から保険料を免除してもらった上で、後日、母にお金をもらって、私が区役所で3か月分の保険料を納付した記憶がある。

また、昭和60年4月ごろ、母が私の将来を心配して、私に今後は保険料を免除せず、継続して納付するよう勧めてくれたので、母と一緒に区役所へ行き、保険料の納付を申し出た。その時、窓口で「10年以内なら、免除期間の保険料をさかのぼって納付できる。」と教えられたが、当時も私にまとまったお金が無かったので、母に都合してもらい、その後、数回に分けて免除期間の保険料をさかのぼって納付した。

申立期間が未納及び免除のままとされているので、よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、未納期間とされている昭和55年4月から同年6月までの期間について、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、申立人に係る国民年金の加入手続は、同年8月ごろに行われたものと推定され、加入時期からみて、免除期間の開始月が、原則どおり同年7月からとなっていること、及び当該期間は3か月間と短期間であることなどを踏まえると、免除期間とならない当該期間の現年度保険料に関し、区役所職員に納付を勧められたとする申立内容に特段不合理な点は認められない。しかも、申立人が、後日区役所で当該期間の保険料を納付した際に受領したとする領収証書の様式に関する申立人の記憶は、当時区役所窓口で使用されていた手書き

領収証書の内容と符合している。

次に、申立期間のうち、免除期間とされている昭和55年7月から57年3月までの期間について、申立人は、60年4月ごろに申立人の母親の勧めで保険料の納付を区役所に申し出たとしているところ、同年4月から保険料の納付を開始していることが申立人のオンライン記録により確認でき、申立内容を裏付けるとともに、保険料の納付を開始した時点において、当該免除期間の保険料は、10年の時効が完成する前の保険料であり、追納することが可能であったものと認められる。

また、申立人に追納に必要な資金を都合したとする申立人の母親は、最初に追納した当時の状況を具体的かつ詳細に陳述し、納付時期等に関して不自然な点はうかがえないほか、母親が申立人の追納資金のために銀行から引き出したとする金額は、当該免除期間の追納保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立人のオンライン記録を見ると、申立期間直後の昭和57年4月から60年3月までの3年間は追納保険料の納付済期間となっているが、具体的な追納期間及び追納日等が記録されている詳細画面では、申立期間直後の2年間の追納記録が欠落しているなど、行政側の記録管理に不手際があったことがうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付又は追納し、厚生年金保険との切替手続も適切に行われている上、申立人の母親も、国民年金制度が発足した昭和36年4月以降60歳期間満了まで保険料を完納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年8月から49年3月まで  
② 平成元年4月

夫が自身の国民年金の加入手続を行った昭和40年ごろに、私の国民年金の加入手続も行ってくれたと思う。

加入してから昭和61年ごろまでは、A市B町の店舗に、C銀行D支店から外交員が集金等で毎日来ていたので、夫が定期的に夫婦二人分の保険料をその外交員に渡していたはずである。

その後、時期は定かではないが、C銀行D支店又は同行E支店の夫名義の指定預金口座から夫婦二人分の保険料を自動振替で納付するようになった。

申立期間の保険料について、夫の分が納付済みとされているにもかかわらず、私の分が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和51年11月に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間②の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

また、申立人は、納付記録が始まる昭和49年4月以降、60歳到達時までの期間について、申立期間②を除き国民年金保険料を完納しており、また、平成17年11月から20年8月までの期間については、高齢任意加入するなど、申立人の保険料納付を担っていたとする申立人の夫の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、一緒に夫婦二人分を納付していたとする申立人の夫の納付記録を見ると、申立期間②の国民年金保険料は納付済みとなっている。

加えて、申立期間②は1か月と短期間である上、前後の国民年金保険料は現年度納付している。

一方、申立期間①について、申立人には、昭和49年12月に、上記の51年11月払出しの国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されているが、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間①のうち、40年8月から46年12月までの国民年金保険料は、制度上納付することができず、また、47年1月から49年3月までの保険料は、過年度納付することは可能であるものの、申立人の夫は、さかのぼって保険料を納付した記憶は無いとしている。

また、申立人の夫は、申立期間①の国民年金保険料について、定期的に銀行の外交員に預けて納付してもらっていたとしているものの、当時のA市における保険料収納について、同市では市役所窓口及び納付組合を通じての3か月ごとの印紙検認が通例であったとしており、制度状況と符合しない。

さらに、申立期間①は104か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金の保険料収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、保険料納付を担っていたとする申立人の夫の記憶も明確では無く、申立期間①の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月から40年3月まで  
② 昭和47年1月から同年3月まで

昭和37年3月に就職した会社に60歳まで勤務しており、当初は、母が国民年金保険料を納付してくれていたと思うが、途中から会社の組合で自動的に保険料を納付してくれるようになった。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和41年6月1日に職権により母子連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間②の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

また、申立人は国民年金手帳記号番号の払出以降、申立期間②を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

さらに、申立期間②は3か月と短期間である上、前後の期間の国民年金保険料は現年度納付している。

一方、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり母子連番で昭和41年6月1日に払い出されており、母子共に40年4月から41年3月までの国民年金保険料を過年度納付している。

この点について、申立期間当時、A市では、職権により国民年金手帳記号番号を払い出した者を対象として、現年度保険料の納付書に併せて、1年分の過年度保険料の納付書を送付していたことが、当時の市広報紙で確認でき、申立

人の母はこの納付書によって1年分の保険料を過年度納付し、申立人についても自身と同様に申立期間①直後の1年分の過年度保険料を納付したものの、申立期間①については、自身の保険料も未納となっていることからみて、申立人の分のみ、さらに1年以上をさかのぼって納付したとは考え難い。

また、申立期間①の国民年金保険料が納付可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を担っていたとする母は既に他界しており、申立期間①の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から38年1月までの期間及び同年4月から39年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年1月まで  
② 昭和38年4月から39年3月まで

国民年金の加入手続については、はっきりとは覚えていないが、集金人を通じて夫婦二人分について行ったと思う。

国民年金保険料については、夫婦二人分を夫婦いずれかが集金人又は金融機関で納付してきた。昭和41年から45年ごろ、店に区役所の女性集金人が訪れ、5万円納めると夫婦二人分の国民年金保険料が36年から納付したことになると言われたので、妻が店にあったお金で支払ったこともあった。

申立期間の保険料についても納付しているはずであるので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和38年12月4日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間①のうち、37年4月から38年3月までの国民年金保険料を過年度納付し、また、申立期間②の保険料を現年度納付することは可能である。

また、申立人夫婦の国民年金保険料は、申立期間を除いて未納は無い上、妻は60歳到達後も高齢任意加入を行い保険料を納付しているなど、夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人夫婦の納付記録を見ると、昭和37年度に昭和38年2月及び同年3月の国民年金保険料が納付済みとされているところ、夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、過年度納付したと考えられるが、当時、A市では、過年度保険料を収納することはなかったものの、行政サービスの

一環で、希望に応じて、基本的には年度単位で過年度納付書を発行していたことから、納付の意思をもって加入手続を行ったとみられる申立人夫婦が、申立期間①のうち、昭和 37 年度中の昭和 37 年 4 月から 38 年 1 月までの過年度保険料及び加入手続を行った当初の申立期間②の現年度保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

加えて、特殊台帳を見ると、夫婦共に氏名が誤って記載されているほか、申立人の昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料が未納と記録されていたものが、申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録を根拠に記録訂正されており、また、妻の特殊台帳を見ると、41 年 4 月から 44 年 3 月までの保険料が未納と記録されているものの、オンライン記録を見ると納付済みとなっている。

このほか、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、夫婦には、A 市において上記の国民年金手帳記号番号が払い出されていたにもかかわらず、その 3 年 5 か月後の昭和 42 年 5 月 31 日に、同市の職権により夫婦連番で別の手帳記号番号が払い出されており、不自然な事務処理もなされているなど、夫婦の国民年金の保険料収納及び記録管理に複数の事務的過誤等が認められることから、申立期間についても何らかの事務的過誤があった可能性を否定できない。

しかし、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和 41 年から 45 年ごろに夫婦二人分で 5 万円を集金人に納付したと申し立てているが、制度上、集金人は特例納付及び過年度納付に係る保険料を収納することはできない。

また、昭和 45 年 7 月から 47 年 6 月までの期間については、35 歳以上で、60 歳に到達するまでの間未納無く納付したとしても年金受給資格期間が不足する者を対象に、第 1 回特例納付が行われていたが、45 年当時、申立人は 38 歳、妻は 31 歳であり、受給権確保の観点から夫は特例納付する必要があったが、妻にはその必要がない上、申立期間の保険料は、夫婦二人分で 3 万 3,300 円となることから、金額が一致しない。

さらに、申立期間①のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの保険料については、申立人夫婦の手帳記号番号の払出時点において、過年度納付する必要がなく、納付記録においても、上記のとおり、昭和 37 年度中の一部の納付事跡は確認できるものの、当該期間の保険料が納付されていることをうかがわせる周辺事情は見当たらなかった。

加えて、申立人から申立期間①のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 38 年 1 月までの期間及び同年 4 月から 39 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から38年1月までの期間、同年4月から39年3月までの期間及び40年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から38年1月まで  
② 昭和38年4月から39年3月まで  
③ 昭和40年10月から41年3月まで

国民年金の加入手続については、はっきりとは覚えていないが、集金人を通じて夫婦二人分について行ったと思う。

国民年金保険料については、夫婦二人分を夫婦いずれかが集金人又は金融機関で納付してきた。昭和41年から45年ごろ、店に区役所の女性集金人が訪れ、5万円納めると夫婦二人分の国民年金保険料が36年から納付したことになると言われたので、私が店にあったお金で支払ったこともあった。

申立期間の保険料についても納付しているはずであるので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和38年12月4日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間①のうち、37年4月から38年3月までの国民年金保険料を過年度納付し、また、申立期間②及び③の保険料を現年度納付することは可能である。

また、申立人夫婦の国民年金保険料は、申立期間を除いて未納は無い上、申立人は60歳到達後も高齢任意加入を行い保険料を納付しているなど、夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人夫婦の納付記録を見ると、昭和37年度に昭和38年2月及び同年3月の国民年金保険料が納付済みとされているところ、夫婦の手帳記号番号払出時期からみて、過年度納付したと考えられるが、当時、A市では、過年

度保険料を収納することはなかったものの、行政サービスの一環で、希望に応じて、基本的には年度単位で過年度納付書を発行していたことから、納付の意思をもって加入手続を行ったとみられる申立人夫婦が、申立期間①のうち、37年度中の昭和37年4月から38年1月までの過年度保険料及び加入手続を行った当初の申立期間②の現年度保険料を納付しなかったと考えるのは不自然であり、また、前後の期間の保険料を現年度納付している上、6か月と短期間である申立期間③の保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

加えて、特殊台帳を見ると、夫婦共に氏名が誤って記載されているほか、申立人の夫の昭和45年4月から46年3月までの保険料が未納と記録されていたものが、夫が所持する国民年金手帳の印紙検認記録を根拠に記録訂正されており、また、申立人の特殊台帳を見ると、申立期間③直後の41年4月から44年3月までの保険料が未納と記録されているものの、オンライン記録を見ると納付済みとなっている。

このほか、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、夫婦には、A市において、上記の国民年金手帳記号番号が払い出されていたにもかかわらず、その3年5か月後の昭和42年5月31日に、同市の職権により夫婦連番で別の手帳記号番号が払い出されており、不自然な事務処理もなされているなど、夫婦の国民年金の保険料収納及び記録管理には複数の事務的過誤等が認められることから、申立期間についても何らかの事務的過誤があった可能性を否定できない。

しかし、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和41年から45年ごろに夫婦二人分で5万円を集金人に納付したと申し立てているが、制度上、集金人は特例納付及び過年度納付に係る保険料を収納することはできない。

また、昭和45年7月から47年6月までの期間については、35歳以上で、60歳に到達するまでの間未納無く納付したとしても受給資格期間が不足する者を対象に、第1回特例納付が行われていたが、45年当時、夫は38歳、申立人は31歳であり、受給権確保の観点から夫は特例納付する必要があったが、申立人にはその必要がない上、申立期間の保険料は、夫婦二人分で3万3,300円となることから、金額が一致しない。

さらに、申立期間①のうち、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、申立人夫婦の手帳記号番号の払出時点において、過年度納付する必要がなく、納付記録においても、上記のとおり、昭和37年度中の一部の納付事跡は確認できるものの、当該期間の保険料が納付されていることをうかがわせる周辺事情は見当たらなかった。

加えて、申立人から申立期間①のうち、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から38年1月までの期間、38年4月から39年3月までの期間及び40年10月から41年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和42年1月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月27日から同年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。申立期間は、同社D支店から同社C支店へ異動した時期であり、継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与支給明細書及び同僚の陳述から、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（A社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、オンライン記録において、申立人と同一日の昭和42年1月27日にA社D支店で資格を喪失している者二人が、同社C支店とは異なる二つの支店でそれぞれ同一日に資格を取得していることが確認できることから、同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の給与支給明細書の報酬月額から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和45年10月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年10月25日から同年11月24日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。申立期間は、同社本社から同社B支店へ異動した時期であり、継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断理由

雇用保険の記録及びA社人事担当者の陳述等から判断すると、申立人は申立期間も同社に継続して勤務し(A社本社から同社B支店へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の改製原戸籍の附票により、昭和45年10月25日にE県F市からC県D市へ住所を異動していることが確認できることから、同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和45年11月の社会保険事務所の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和55年4月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月15日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間から同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与明細書から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び申立人のA社における昭和55年6月の社会保険事務所の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届に事務過誤があったと思われるとしていることから、事業主が、昭和55年6月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月及び同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和57年5月1日に、資格喪失日に係る記録を58年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年5月1日から58年1月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間の社会保険料控除が確認できる源泉徴収票等を提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の昭和57年分の源泉徴収票及び申立期間当時の事業主の陳述から判断して、申立人が申立期間にA社で勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、源泉徴収票に記載の社会保険料等の控除額及び同僚のA社における申立期間の社会保険事務所の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付したはずであると主張するが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和57年5月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月29日から44年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和43年2月に入社し、社名がB社に変更された後も47年9月まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日と同一日の昭和43年9月29日に被保険者資格を喪失し、同社と同じ所在地及び事業主の下でB社として新たに適用事業所となった44年6月1日に再度被保険者資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、同僚及び申立期間当時の事業主の妻は、「申立人は、申立期間についてもA社に継続して勤務しており、申立期間及びその前後の期間で業務内容及び勤務形態に変更は無かった。」と陳述している。

また、前述の同僚は、「私は申立期間もA社に勤務していた。私も申立期間の被保険者記録は無いが、申立期間に給与の手取り額が増えた記憶は無く、厚生年金保険料は控除されていたと思う。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年8月の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和43年9月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、44年6月1日にB社として新たに厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所としての記録が無い。

しかし、前述の同僚及び申立期間当時の事業主の妻の陳述から、申立期間にA社で勤務していた者は5人以上存在し、申立期間も事業活動を継続していたことがうかがえ、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に対し厚生年金保険の適用事業所ではなくなる届出を行っていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人のI事業所における資格取得日は昭和20年4月1日、資格喪失日は22年5月1日であると認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年4月から21年3月までは60円、同年4月から22年4月までは180円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から22年5月1日まで

私は、戦時中である昭和20年にD県B市にあったA養成所へ入所し、約3か月間の研修後、同年4月に徴用され、I事業所の管理下でC船に乗っていた。

C船では、D県を拠点としたE業務に従事し、また、終戦後はF業務及びG業務などに従事したが、昭和22年5月1日付けの転船命令を契機に下船し退職した。

C船に乗ってから降りるまでの期間はH業務従事者であったが、途中で職を解かれたことは無く、当時の同僚のことも鮮明に覚えている。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、I事業所の組織、その管理下にあったC船の役割の変遷、船長及び甲板長であった者の氏名並びに業務内容等について具体的かつ詳細に陳述しており、その内容は、申立期間当時、同船舶において申立人と同じH業務従事者であった同僚の陳述内容と符合しているなど、申立人の陳述内容には不自然な点は無く、信ぴょう性が高いと認められることから、申立人は申立期間においてI事業所管理下のC船にH業務従事者として乗っていたものと推認される。

ところで、I事業所管理下のC船に係る船員保険被保険者名簿を見ると、生年月日の一部が異なるものの、基礎年金番号に未統合となっている申立人と氏

名及び職種が一致する二つの記録が確認でき、その一つは「昭和 20 年 4 月 1 日に資格を取得し、21 年 4 月 1 日に標準報酬月額を改定しているものの、資格喪失日の記載の無い記録」で、ほかの一つは「昭和 21 年 10 月 7 日に資格を再取得し、22 年 4 月 31 日に資格を喪失したとの記録」であるが、これらの記録は未統合のままとなっている。

なお、申立人は、下船日について「転船命令を契機に、C 船での任期満了日である昭和 22 年 4 月末日まで乗船した後下船した。」旨を具体的に陳述していること及び、暦上「4 月 31 日」はあり得ない日であることから判断すると、上記被保険者名簿の二つ目の記録にある「昭和 22 年 4 月 31 日資格喪失」との記録は昭和 22 年 5 月 1 日の記録誤りである可能性を否定できない。

また、上記被保険者名簿の一つ目の記録には、申立人の資格喪失日に係る記録が無いことから、当該被保険者名簿に記載されている 34 人全員の記録を精査したところ、資格取得日及び資格喪失日の記録が確認できる者は 8 人とどまり、残りの 26 人は、申立人の場合と同様に、資格喪失日若しくは資格取得日のいずれかの記録が確認できない状況にある。

さらに、上記被保険者名簿において、申立人と同職種で同様に記録が二つに分かれ、一つ目の記録に資格喪失日の記録が無く、二つ目の記録の資格再取得日が申立人と同じ昭和 21 年 10 月 7 日となっている同僚 3 人の記録を調査したところ、このうち記録の確認できた 2 人は、船員保険被保険者台帳(旧台帳)では、同日付け(昭和 21 年 10 月 7 日)で資格を喪失し、資格を再取得したとの記録になっており、空白期間は生じていないなど、当時の社会保険事務所(当時)における記録管理が適切であったとは考え難い。

これらを含めて総合的に判断すると、上記二つの未統合の記録は、申立人の I 事業所における船員保険被保険者記録であると認められ、また、申立人は、申立期間において、継続して船員保険被保険者であったと認められることから、申立人の I 事業所における資格取得日は昭和 20 年 4 月 1 日、資格喪失日は 22 年 5 月 1 日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の未統合となっている申立人の I 事業所における被保険者記録から、昭和 20 年 4 月から 21 年 3 月までは 60 円、同年 4 月から 22 年 4 月までは 180 円とすることが妥当である。

## 大阪厚生年金 事案 6661 (事案 4247 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を昭和50年3月1日に、資格喪失日に係る記録を51年1月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月1日から51年1月1日まで

私は、申立期間当時、B社に勤務していたが、記憶違いにより、年金記録確認第三者委員会への当初の申立てにおいては、昭和51年3月からと申し立てていたが、申立期間を1年間違っていた。また、当時、A業務の仕事を一緒にしていた同僚の名前を思い出したので、再調査をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

当初の申立期間について、当時の事業主の親族から、「給与計算及び社会保険事務の手続一切を社労士事務所に任せていた。申立人については加入を検討しようとした矢先に退社する意思を示したなど、何らかの事情から加入手続を行っておらず、保険料も控除していなかったと思う。」との陳述があったほか、申立期間の保険料控除をうかがわせる事情等は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年9月18日付けで年金記録の訂正が必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の再申立てを受けて再調査したところ、申立期間における在職については、申立内容が具体的かつ詳細であり、その内容が同僚の陳述及び関係機関の回答と符合していることなどから、申立人は申立期間においてB社に勤務していたものと認められる。

また、A業務従事者という申立人と同職種であった同僚7人には、いずれも同社において厚生年金保険被保険者としての記録が確認できる上、申立人と同

じA業務の仕事をしていた同僚からは、「申立人とは同じA業務の仕事に従事していた。申立人は私達と同じ待遇及び身分で、同じ業務を行い、同じ勤務時間であり、給与は20万円から30万円程度であり、そこから保険料などが控除されていたと記憶している。私達のA業務の仕事は早朝からの勤務なので、社会保険は完備しており、私も加入しているのに、申立人に加入記録が無いのは何かの間違いではないか。」との陳述があった上、ほかの複数の同僚からも同趣旨の陳述が得られたほか、申立人が厚生年金保険への加入を辞退した等の特段の事情はうかがわれない。

さらに、申立人は、当時は子供を扶養していたので社会保険に加入できることを確認して入社し、入社当時の従業員数は約30人であったと陳述しているところ、同社に係る被保険者名簿において、申立期間当時の被保険者数は32人であることが確認でき、当時、同社では、従業員のほぼすべての者を厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代で同職種の同僚の記録から判断すると、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は既に破産により適用事業所ではなくなっており、事業主に確認することはできないものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和50年3月から同年12月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）における資格喪失日及び同社D営業所における資格取得日に係る記録を昭和40年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月20日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

B社には、昭和40年4月1日に入社し、申立期間も継続して勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社から提出された従業員台帳、雇用保険の記録並びに申立人及び元同僚の陳述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和40年7月21日にA社本社から同社D営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D営業所における昭和40年8月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和22年1月1日から23年1月1日までの期間について、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日は22年1月1日、資格喪失日は23年1月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、600円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和21年12月1日から22年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社工場における資格喪失日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年12月1日から22年1月1日まで  
② 昭和22年1月1日から23年1月1日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間も、A社で継続して勤務していたことは間違い無いので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、B社が保管する人事記録により、申立人が申立期間もA社に勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、基礎年金番

号に未統合となっている申立人と氏名及び生年月日が一致する厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

一方、当該未統合記録においては、昭和22年1月1日に資格を取得し、同年6月に標準報酬月額が改定された記載が確認できるものの、資格喪失日の記載は無い。

しかし、申立人は、A社の関連会社であるC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和23年1月1日に同社において被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人と同様に、A社に係る前述の被保険者名簿に資格喪失日の記載が無く、かつ、C社が適用事業所となった日に被保険者資格を取得している者4人のオンライン記録を見ると、いずれも同社で資格を取得するまで被保険者記録が継続している（2人はA社で、残る2人は事業所名不明で継続）ことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における資格取得日は昭和22年1月1日、資格喪失日は23年1月1日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、上記の未統合となっている申立人のA社における被保険者記録から、600円とすることが妥当である。

申立期間①については、B社が保管する人事記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和22年1月1日にA社工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社工場における被保険者名簿の記録及び昭和21年4月1日から22年5月31日までの期間に適用された標準報酬月額の等級区分から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年1月1日から13年10月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を47万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月1日から15年12月21日まで  
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額よりも低く記録されていることが分かった。  
申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成12年1月1日から13年10月1日までの期間については、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、当初、申立人が主張するとおり47万円と記録されていたところ、12年10月10日付けで、同年1月1日にさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人が所持する平成12年1月から同年7月までの給与支払明細書を見ると、訂正前の標準報酬月額である47万円に相当する額の給与が支給され、これに基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、ほかの取締役3人についても、申立人と同様に、さかのぼって標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

さらに、A社に係る不納欠損決議書、滞納処分票及び経過一覧表を見ると、同社については、平成9年8月の保険料から滞納が始まっていること、及び同社の代表者及び社会保険事務担当者は、社会保険事務所の職員と保険料の納付について協議を重ねていたことが確認できる。

加えて、申立人は、A社の取締役であったことが商業登記簿から確認できる



ものの、同社の複数の元従業員は、「申立人の業務はB業務であり、社会保険の手続等には関与していなかった。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成12年10月10日付けで行われた<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理は事実<sup>そきゅう</sup>に即したものと<sup>そきゅう</sup>は考え難く、申立人について同年1月1日にさかのぼって標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の減額処理を行う合理的な理由は見当たらない。したがって、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間のうち、同年1月から13年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、47万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成13年10月1日から15年12月21日までの期間については、オンライン記録において、前述の遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定(平成13年10月1日)において、標準報酬月額が9万8,000円と決定されて以降、毎年同額で定時決定が行われており、前述のような遡及訂正処理が行われた事実は確認できない。

また、申立人は、「A社は平成12年1月ごろから給与の遅配を重ねており、これを14年1月分から15年12月分までの支払いに限ると600万円の未払いがある。」旨を主張して訴訟を起し、後に和解しているものの、その後A社は破産廃止決定がなされ、和解解決金は一部しか弁済されていないことから、申立人は、当該期間について、標準報酬月額47万円に相当する賃金を支給されていなかったものと推認できる。

さらに、申立人は、平成12年8月分以降の給与支払明細書を所持していないことから、その主張する標準報酬月額(47万円)に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成13年10月1日から15年12月21日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年5月22日から同年6月1日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年5月22日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和7年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年5月22日から同年6月1日まで  
② 昭和40年4月19日から同年6月1日まで

船員保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間①はA社所有のB船に、申立期間②はC社所有のD船に、それぞれ乗っていたことが船員手帳により確認できるので、申立期間について、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持する船員手帳の記録により、申立人がA社所有のB船に乗っていたことが確認できるものの、同社に係る船員保険被保険者名簿を見ると、申立人の資格取得日は昭和39年6月1日となっており、当該期間の被保険者記録が無い。また、当該船員手帳の「失業保険金支給関係」欄に記載されている資格取得日も同日である。

しかし、A社に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元船員のうち、各人が所持する船員手帳等により雇入日(乗船日)が確認できる6人について当該名簿における被保険者記録を見ると、そのうちの5人は雇入日と資格取得日が一致しており、残りの1人は雇入日より9日前に資格を取得していることが確認できる。

また、当該元船員のうちの一人及びA社で陸上勤務者であった一人は、「申立期間当時、A社では、船員を乗船と同時に船員保険に加入させていた。」と

陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年6月の前述の被保険者名簿の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、事業主及び役員が既に死亡しているため、申立期間当時の状況は不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、申立人が所持する船員手帳の記録により、申立人がC社所有のD船に乗っていたことが確認できる。

しかし、当該船員手帳の「船員保険関係」欄を見ると、資格取得日が昭和40年6月1日と記載されており、C社に係る船員保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致している。

また、当該被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元船員31人に照会した結果、回答があり、かつ船員手帳により雇入日（乗船日）が確認できる4人についてみると、全員が雇入日の半月から1か月半程度後に資格取得していることが確認できる。

さらに、C社の所在地はF市であったところ、同社の元陸上勤務者の1人は、「申立期間当時、申立人の乗船地であるE市等、本社から離れた現地で採用した場合は、当時の通信事情により、船舶から会社への雇い入れた旨の報告が遅れることがあり、乗船後すぐに船員保険に加入できないことがあった。」と陳述しており、ほかの元陸上勤務者3人も、乗船後、2か月から3か月程度は船員保険に未加入の船員がいたと陳述している。

加えて、前述の元陸上勤務者は、船員保険に未加入の従業員の給与から船員保険料を控除することはあり得ないと陳述している。

また、C社は、平成9年に解散しており、当時の事業主等役員も既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間に係る船員保険料の控除の状況を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年4月1日から9年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が平成8年4月から9年8月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成9年9月1日から12年12月20日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成9年9月から12年11月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月1日から9年9月1日まで  
② 平成9年9月1日から12年12月20日まで

A社に勤務していた申立期間①及び②における毎月の給与の手取り額は25万円から28万円であった。社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間①及び②の標準報酬月額が、実際の給与より低い金額に記録されていることに納得がいかないもので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社(事業所整理記号C。現在は、B社)において申立人と同職種である同僚の申立期間に係る給与明細書における厚生年金保険料控除額及び申立人から提出された給与振込口座の記録から、申立人は、申

立期間において、その主張する標準報酬月額（28 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、雇用保険の申立期間に係る賃金日額の記録、申立人から提出された給与振込口座の記録及びA社（事業所整理記号D）において申立人と同職種であった同僚が所持する申立期間当時の給与明細書における厚生年金保険料控除額から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（28 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、同僚が所持する平成9年9月から12年11月までの給与明細書等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C部門D工場における資格取得日に係る記録を昭和20年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を100円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から21年4月1日まで

私は、昭和15年にA社に入社し、52年に退職するまで継続して同社に勤務していた。年金受給の申請時に20年10月1日から21年4月1日までの厚生年金保険の加入記録が無いことを知った。納得がいかないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している退職者台帳及び申立人の陳述から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和20年10月1日にE社F工場からA社C部門D工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C部門D工場における昭和21年4月の社会保険事務所（当時）の記録及び19年6月1日から21年3月31日までの期間に適用された標準報酬月額の等級区分から、100円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和28年9月17日に訂正し、また、同社本店における資格取得日に係る記録を同日に、資格喪失日に係る記録を30年4月4日に訂正し、28年9月から30年3月までの標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月10日から30年4月4日まで

私は、昭和27年にA社に入社して以来、退職するまで同社に継続して勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間が未加入とされていることに納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の人事記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和28年9月17日にA社C支店から同社本店に異動、30年4月4日に同社本店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和28年8月及び30年4月の社会保険事務所（当時）の記録並びに同社の人事記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和28年9月から30年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成13年11月は36万円、同年12月から15年3月までの期間は26万円、同年4月から同年10月までの期間は32万円、同年11月から16年4月までの期間は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から16年5月2日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支払われた給与額より低く届出されていることが分かった。申立期間は、約38万円の支給があったので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人は、A社を退職後、雇用保険の基本手当を受給しており、その際に発行された雇用保険受給資格者証の賃金日額から換算すると、申立人の同社退職前過去6か月（平成15年11月から16年4月までの間）の毎月の給与支給額は約31万円であることが推認できる。

一方、A社のオンライン記録から、平成13年11月1日付け（処理日は平成13年12月21日）の随時改定により、申立人の標準報酬月額が36万円から18万円に



減額され、14年10月1日付け（処理日は平成14年9月24日）の定時決定、15年9月1日付け（処理日は平成15年8月21日）の随時改定時にもそれぞれ1万円ずつ標準報酬月額が減額されていることが確認できる。

このことに関し、A社の元経営者は、当時の資料を保管しておらず、従業員の保険料控除については不明であるとしながらも、当時は経営が苦しく、厚生年金保険料が支払えないので、従業員について実際の給料より低い報酬月額を届け出たという話を経理担当者から聞いた記憶があると陳述している。

また、平成13年11月の随時改定により標準報酬月額が44万円から20万円、14年10月の定時決定及び15年9月の随時改定時にそれぞれ1万円ずつ標準報酬月額が減額されている同僚から提出された給与明細書の厚生年金保険料の控除額は、13年12月から15年3月までは、標準報酬月額28万円、同年4月から同年10月までは、標準報酬月額36万円、同年11月から16年4月までは、標準報酬月額28万円に相当する保険料が控除されていることが確認できる。さらに、ほかの同僚の給与明細から、上述の同僚と同様にオンライン記録の標準報酬月額に相当する保険料よりも高額な保険料が控除されていることが確認できる。これらの同僚等の給与明細書の保険料控除額については、給与明細書の総支給額に相当する標準報酬月額から5等級下がった標準報酬月額に相当する保険料額であることが確認できる。

これらのことから、申立てに係る厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていたかについては、これを確認できる資料は無いが、申立人についても上述の同僚と同じように、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料よりも高い保険料が控除されていたと考えられ、その控除額の算出方法についても同様に行われていたと認めるのが相当である。

以上のことから総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同僚等の給与明細書の総支給額と申立人の雇用保険受給資格者証の賃金日額に基づき算出した総支給額等に相当する標準報酬月額から5等級下がった標準報酬月額として、平成13年11月は36万円、同年12月から15年3月までの期間は26万円、同年4月から同年9月までの期間は32万円、同年11月から16年4月までの期間は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、同僚の給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とで記録されている標準報酬月額が、平成13年11月から16年4月までの申立人の申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、申立人についても、社会保険事務所の記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は、上述のとおり認定した申立人に係る標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和31年11月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年11月26日から32年5月1日まで

夫の厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、F社(現在は、E社)D支店からグループ会社のA社B支店に異動した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。私は、昭和31年4月1日にF社D支店に入社し、平成5年8月1日に退職するまで、グループ会社間での異動はあったものの、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

総務担当役員及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間においてF社のグループ会社であるA社に継続して勤務し(昭和31年11月26日にF社D支店からA社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和32年5月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、A社B支店は昭和38年9月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿も見当たらないため当時の役員を特定することができないことから不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年5月12日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月12日から21年4月1日まで

夫は、A社E支店に在職中に軍の徴用によりD市の軍施設においてH業務従事者として勤務し、終戦とともにA社C支店に復職し、昭和22年3月24日まで勤務していたのに、20年5月12日から21年4月1日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないのは納得できない。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が申立期間も継続してA社に在籍していたと申し立てているところ、オンライン記録によると、申立人のA社E支店における資格喪失日は昭和20年5月12日、同社C支店における資格再取得日は21年4月1日と記録され、申立期間が空白期間となっている。

しかしながら、B社提出のA社E支店の昭和18年6月15日現在及び同社C支店の21年1月1日現在の各職員名簿には、いずれも申立人の名前が確認できる上、厚生労働省発行の軍歴等証明書によると、申立人は17年12月19日から20年8月31日までは国民徴用令に基づきI業務従事者として、D市の軍施設に徴用されていたことが確認できることについて、同社では「申立人に限らず軍に徴用（召集）されている期間は厚生年金保険被保険者資格を喪失させていないはずであり、また、これら職員名簿の記録からみて、申立人は申立期間も継続して在籍していたものと考えられる。」旨を回答している。

そこで、A社E支店及び同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等から、申立期間中に被保険者記録のある84人を抽出調査したところ、このうち18人には、申立人と同じように徴集又は召集された期間があるところ、これら全員に当該徴集（召集）期間中も同社において厚生年金保険の被保険者期間があり、申立人のように空白期間が生じている者は見当たらない。

一方、A社E支店及び同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、厚生年金保険の記号番号欄に\*の記号があるが、これについて日本年金機構Fブロック本部G事務センターでは、当該記号は戦災により被保険者名簿が焼失したため、事業所への聞き取り調査等により復元したことを示す記号で、これら両支店に係る現存する被保険者名簿は、昭和20年11月に管轄社会保険事務所（当時）によって復元されたものである旨を回答している。

このうち、A社C支店に係る復元された申立人の記録を見ると、資格取得日欄は空欄のままで、昭和21年4月1日に標準報酬月額が改定された記録から始まっているところ、日本年金機構Fブロック本部G事務センターでは「昭和21年4月1日付けの標準報酬月額改定の記録がある以上、少なくともそれ以前からA社C支店において被保険者資格があったと考えられる。」旨回答しており、何らかの事情により申立人の記録の復元において同社C支店における資格取得日の復元が行われなかったものと考えられる。

また、A社E支店に係る復元された申立人の記録をみると、申立人は昭和20年5月12日付けで資格を喪失と記録されているところ、同社E支店における当時の複数の同僚は、いずれも「A社E支店は昭和20年3月に全焼したので、全員が近くの同社C支店に移った。」と陳述していることから判断すると、この実態を踏まえ、申立人については、同年5月12日付けで同社E支店において資格を喪失し、同日付けで同社C支店において資格を取得させるを行ったものと考えられるところ、これら両支店に係る当時の被保険者名簿は戦災により焼失しているため確認できない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなせない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間中も継続して在籍した事実及び被保険者として取り扱われていた事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人がA社C支店において昭和20年

5月12日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月1日から58年10月1日まで

社会保険事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間のうち、昭和56年10月1日から58年10月1日までの期間の標準報酬月額が実際の標準報酬月額より低く記録されているので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する社会保険事務所の受付印が押された昭和56年及び57年の標準報酬月額の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬決定通知書から、同社は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を28万円と届け出ていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同社が加入するB健康保険組合が保管する被保険者名簿において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、いずれも28万円と記載されていることが確認できる。

さらに、A社は、申立期間当時、社会保険事務所及び健康保険組合への各種の届出は、複写式の届出様式により行っていたとしている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びB健康保険組合が保管する被保険者名簿に記載された申立人の申立期間に係る標準報酬月額が訂正された形跡は無い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を28万円とする旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成15年8月25日、16年8月25日、同年12月25日及び17年12月25日に支給された賞与において、35万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を35万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日  
② 平成16年8月25日  
③ 平成16年12月25日  
④ 平成17年12月25日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、現在勤務しているA社において、申立期間の標準賞与額に係る記録が無いとの回答を受けた。いずれの申立期間も賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に係る賞与から、いずれも35万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年8月25日、16年8月25日、同年12月25日及び17年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年2月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人のA社E支社における資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年12月1日から23年6月1日まで  
② 昭和23年6月1日から24年9月1日まで  
③ 昭和34年2月1日から同年8月1日まで

私は、昭和22年10月20日から52年2月28日までA社及び同社関連会社に正社員として継続して勤務していた。

しかし、社会保険事務所(当時)の記録では、私がB社に勤務した期間(申立期間①)、C社に勤務した期間の一部(申立期間②)及びD社に勤務した期間の一部(申立期間③)が、厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、雇用保険加入記録、申立人提出の「辞令」及び「経歴書」、並びにA社E支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認でき、同社G部門に所属していたとする同僚の陳述等から判断すると、申立人が、A社及び同社関連会社に継続して勤務し(昭和34年2月1日にA社E支社からD社に出向)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和34年8月1日であることから、同事業所が適用事業所となるまでの期間は、引き続き給与が支払われていたA社E支社で厚生年金保険が適用

されるべきであったと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社E支社における昭和34年1月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間①及び②について、雇用保険加入記録及び申立人提出の「辞令」から、申立人は、申立期間①においてB社に勤務していたこと及び申立期間②においてC社に勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、社会保険事務所に適用事業所としての記録が確認できない上、C社は、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から昭和24年9月1日に適用事業所となっていることが確認でき、申立期間①及び②において、B社及びC社は適用事業所とはなっていない。

また、申立人が、昭和22年10月に一緒にA社に入社した同僚は、23年12月1日にF社において同社入社後初めての厚生年金保険被保険者資格を取得していることが、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録等から確認できる上、申立人が名前をあげた別の同僚は、「私は、申立人の入社前から既にA社E支社に勤務していた。」旨陳述しているところ、当該同僚のA社E支社での厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年6月1日であることが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、申立期間当時のA社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、「会社更生法適用前のA社に係る申立期間当時の資料等は残存せず、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。」旨回答している上、申立人が申立期間①及び②当時の上司として名前をあげた同僚二人は、いずれも所在不明のため、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

なお、A社E支社の前身であり、申立期間当時にF地区を統括していたA社E支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、申立期間①及び②において、申立人の氏名は見当たらない上、同名簿には、当該期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成15年6月1日、資格喪失日が16年12月1日とされ、当該期間のうち、同年11月30日から同年12月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年11月30日から同年12月1日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間は、同社から関連会社であるB社へ異動した時期であり、継続してA社に勤務し、厚生年金保険料も控除されていた。

会社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったことを認めているので、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の回答から判断すると、申立人が申立期間も同社で継続して勤務し(平成16年12月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成16年10月のオンライン記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人

の資格喪失に係る届出を誤ったとして訂正の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の、A社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成14年12月1日、資格喪失日が16年12月1日とされ、当該期間のうち、同年11月30日から同年12月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年11月30日から同年12月1日まで  
社会保険事務所(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間は、同社から関連会社であるB社へ異動した時期であり、継続してA社に勤務し、厚生年金保険料も控除されていた。  
会社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったことを認めているので、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の回答から判断すると、申立人が申立期間も同社で継続して勤務し(平成16年12月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成16年10月のオンライン記録から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人の資格喪失に係る届出を誤ったとして訂正の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年11月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、

申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の、A社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成3年11月1日、資格喪失日が14年6月1日とされ、当該期間のうち、同年5月31日から同年6月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年5月31日から同年6月1日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間は、同社から関連会社であるB社へ異動した時期であり、継続してA社に勤務し、厚生年金保険料も控除されていた。

会社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったことを認めているので、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の回答から判断すると、申立人が申立期間も同社で継続して勤務し(平成14年6月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成14年4月のオンライン記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人の資格喪失に係る届出を誤ったとして訂正の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成14年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、



申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の、A社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成9年2月1日、資格喪失日が14年6月1日とされ、当該期間のうち、同年5月31日から同年6月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年5月31日から同年6月1日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間は、同社から関連会社であるB社へ異動した時期であり、継続してA社に勤務し、厚生年金保険料も控除されていた。

会社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったことを認めているので、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の回答から判断すると、申立人が申立期間も同社で継続して勤務し(平成14年6月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成14年4月のオンライン記録から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人の資格喪失に係る届出を誤ったとして訂正の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成14年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、

申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から42年3月までの期間、同年8月から43年3月までの期間及び47年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年5月から42年3月まで  
② 昭和42年8月から43年3月まで  
③ 昭和47年1月から同年3月まで

私は、昭和42年ごろにA県B市から実家のあるC県D市に引っ越してきたが、そのとき父が国民年金の加入手続をしてくれ、私が現在所持している国民年金手帳の発行日（昭和41年5月20日）以降の国民年金保険料も父が集金人に納付してくれていたように覚えている。

その後、昭和45年ごろにE市F区に引っ越したが、そのときは10歳年上の姉が、私が自宅を留守にしている間に、代わりに集金人に保険料を納付してくれていた。

しかし、私の納付記録を見ると、申立期間①、②及び③について納付記録が確認できなかった。

申立期間①及び②については父が、③については姉が、保険料をずっと集金人にきちんと納付してくれていたと信じているので、よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和42年ごろに父がD市で国民年金の加入手続を行い、昭和41年5月以降の国民年金保険料も父が集金人に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年5月ごろにA県B市で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる上、また、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、同年5月20日にA県B市で発行されたことが確認できることから、

申立内容と符合しない。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳の昭和 41 年度印紙検認記録欄を見ると、検認の押印が無く、印紙検認台紙が切り離されていることから未納として処理されていることが確認できる上、オンライン記録と符合する。

申立期間②について、申立人は、父が納付していたと申し立てている。

しかし、申立人が所持する国民年金手帳の昭和 42 年度印紙検認記録欄を見ると、申立期間について検認の押印が無く、印紙検認台紙が切り離されていることから、未納として処理されていることが確認できる上、E 市 F 区の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間②は未納の記録となっており、オンライン記録と符合する。

また、申立期間②直後の昭和 43 年 4 月から 45 年 3 月までの保険料については、免除申請が認められていることから、当時、保険料を納付することが困難である何らかの事情があったものと推認される。

さらに、申立期間①及び②の保険料を納付していたとする申立人の父は、既に死亡していることから、当時の納付状況を確認できない。

申立期間③について、申立人は、姉が E 市 F 区で保険料納付していたと申し立てている。

しかし、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、申立期間について、検認の押印が無く、印紙検認記録欄が切り離されていることから未納として処理されていることが確認できる上、また、申立人に係る E 市 F 区の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間は未納と記録とされており、オンライン記録と符合する。

さらに、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の姉は高齢のため、当時の納付状況を記憶していないとしている。

このほか、申立人の父又は姉が申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月から44年3月まで

私は、会社を退職した昭和40年ごろに、A市B区の集金人を通じて国民年金の加入手続をしたと思う。

国民年金加入後、すぐに国民年金手帳をもらわなかったが、私がおおむね3か月ごとに実家に来る集金人に納付書により保険料を納付し、領収書ももらっていた。

その後、集金人から国民年金手帳を受け取ったが、その際、領収書をすべて持ち帰えられた。昭和44年度からは、納付時に同手帳に検認印を押してもらうようになった。

申立期間の保険料は、納付していると思うので、もう一度よく調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年ごろに、A市B区の集金人を通じて国民年金の加入手続を行い、厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年11月以降の国民年金保険料を納付書により、44年4月以降の保険料を国民年金手帳に検認印を押してもらう形で集金人に納付していたと申し立てている。

しかし、A市B区では、昭和40年当時、印紙検認方式による国民年金保険料の徴収を行っており、被保険者に対し納付書及び領収書を発行することはなかったと説明しており、申立人の内容と符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和44年4月ごろにA市B区で夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、このことは、申立人が所持する国民年金手帳の発行日が同年10月31日であることと符合する。

さらに、国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、40年11月から42年3月までの国民年金保険料は、時効により制度上納付することができず、同年4月から44年3月までの保険料は過年度納付が可能であるが、過年度納付を取り扱わない集金人に保険料を納付することができない上、申立人自身も過去の未納保険料をまとめてさかのぼって納付したことはないと陳述している。

加えて、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている夫の納付記録を見ると、申立期間について未納の記録となっていることが確認できる。

また、申立人に別の手帳記号番号が払い出しされた可能性についてC社会保険事務所(当時)において国民年金手帳記号番号払出簿の内容を調査、確認し、旧姓を含む各種の氏名検索を行ったが見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 4382 (事案 1547 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から42年3月まで

昭和38年3月にA市に転居後、私が、自治会を通じて国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も、私が集金人に納付した。それなのに、申立期間の保険料が未納と記録されており、納得できないとして年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、認められない旨の通知を受けた。

しかし、子供が生まれた昭和38年\*月当時、A市では国民年金と国民健康保険は制度上強制的に同時加入することになっていたため、夫が市役所に行き、夫婦二人の両制度の同時加入を行い、また、保険料も制度上合算して納付することになっていたため、夫が国民年金と国民健康保険の保険料を合算して納付していたと思うので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年に払い出されており、この手帳記号番号では、申立期間の国民年金保険料は申立てのようには現年度納付できない上、39年12月以前の保険料については制度上過年度納付することもできないこと、ii) 申立人は、自治会を通じて加入手続を行ったとしているところ、A市では、同手続は自治会を通じて行うことはないとしていること、iii) 申立人の夫も未納の記録となっていることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年1月23日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和38年3月当時のA市では、国民年金と国民健康保険は制度上強制的に同時加入させる取扱いになっていたため、夫が夫婦二人分の国民年金及び国民健康保険の加入手続を同時に行い、同年4月以降の国民年金



保険料を合算して納付していたと申し立てている。

しかし、A市は、「昭和38年当時も現在も、国民年金及び国民健康保険はそれぞれ別に加入手続を行うことが必要であり、保険料の徴収もそれぞれ別に行っていた。」と説明しており、申立内容と符合しない。したがって、申立人の主張は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年11月から57年3月までの国民年金保険料（付加保険料を含む）については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月から57年3月まで

私は、昭和53年9月ごろに会社を退職し、しばらく経った同年11月ごろ、将来のことを考え、A市役所で国民年金の加入手続を行い、同時に付加年金にも加入した。

加入後、私が、市から送付されてくる納付書を金融機関の窓口へ持参し、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。

申立期間について、妻が納付済みであるにもかかわらず、私だけ未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年11月ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行い、同年11月以降の夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和57年4月ごろにA市で払出しを受けていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。

また、申立人は昭和53年10月にB市からA市C町に転入し、55年9月に同市D町に住所変更していることが住民票から確認できる。申立人が所持している年金手帳を見ると、同市D町の住所のみが記載されており、申立人が加入手続を行ったと説明する時期の住所地の記載が無いことを確認できる。

さらに、申立人の所持している年金手帳を見ると、付加年金の資格日が、昭和57年3月1日であることが確認できる。

以上のことから、申立人は昭和57年3月ごろにA市で国民年金の加入手続を行ったと考えるのが自然であり、53年11月ごろに加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

加えて、国民年金の加入時点において、申立期間のうち、昭和 53 年 11 月から 54 年 12 月までの国民年金保険料は時効により制度上納付することができず、55 年 1 月から 56 年 3 月までの定額保険料は過年度納付が可能であるが、A 市から納付書が送付されることはないため、申立内容と符合しない。

また、申立人の所持する年金手帳を見ると、付加年金の資格取得日として昭和 57 年 3 月 1 日と記載されていることが確認できるが、制度上、付加保険料はさかのぼって納付することができないため、申立期間の定額保険料と併せて納付したとする申立内容とも符合しない。

さらに、申立人に係る氏名別読み検索及び申立期間当時に申立人が居住していた A 市を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む）を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から39年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から39年8月まで

昭和38年1月に会社を退職して国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳をもらい保険料を納付していた。また、同年7月から39年8月までは、会社に勤めていたが、当時は、厚生年金保険に加入していることを知らなかったため国民年金の保険料は納付していた。

昭和39年10月の結婚後、A市からB市に転居して、国民年金手帳の住所変更手続を行ったが、提出した古い手帳が返されず、新しく資格取得日が同年9月11日の手帳が返ってきた。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年1月に会社を退職した後、国民年金に加入して保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金資格に関する記録を見ると、特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿から、昭和39年9月11日に国民年金に強制加入していることが確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳も、同年9月11日付け強制加入となっている。この場合、申立期間は国民年金未加入期間であり保険料を納付することはできない。

また、申立人は、B市に転居し、住所変更手続を行った際、国民年金の資格取得日を昭和39年9月11日に変更され、その際に提出した古い年金手帳を返してもらえなかったと申し立てているところ、申立人が国民年金の加入手続を行ったA市の被保険者名簿には、資格取得日が同年9月11日と記録されている上、申立人は、旧姓及び旧住所（A市）で昭和39年10月5日に発行されたこの国民年金手帳を所持していることから、申立てと符合しない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から46年3月まで

私は、国民年金の加入時期等の詳細は分からないが、昭和44年ごろ、母が家庭の事情から伯母に国民年金の加入手続をしてもらい、保険料も伯母が納付していたと記憶している。私は、国民年金手帳に印紙がまとめて貼ってあったことを覚えており、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年ごろに伯母に国民年金の加入手続をしてもらい、伯母が保険料も納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期についてみると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和46年3月ごろに加入手続が行われたものと推定できる。この場合、44年1月ごろに加入手続が行われたとする申立人の陳述と符合しない。

また、申立人は国民年金手帳に印紙がまとめて貼ってあったと申し立てているところ、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの保険料は現年度納付が可能であり、本来印紙が貼付されるべきところ、申立人が所持する国民年金手帳の昭和45年度の国民年金印紙検認記録欄には検認印が無く、国民年金印紙検認台紙に印紙の貼付が無いことから、当該期間の保険料が納付されたものとは考え難い。

さらに、申立期間のうち、昭和45年3月以前の保険料については、過年度納付が可能であるが、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の伯母は既に死亡していることから、当時の具体的な状況は不明である。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、氏名検索

を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を調査したがその形跡は見当たらず、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から49年3月まで

私は、自営していた夫と結婚し、当時勤務していた会社を退職した昭和41年12月ごろ、義母に国民年金の加入手続をしてもらい、義母がA市役所B支所で夫の保険料と一緒に夫婦二人分を納付していた。

昭和49年ごろ、A市役所から新しい国民年金手帳が届き、私自身で保険料を納付するようになり、その際、義母からくすんだ色をした国民年金手帳を受け取ったが、引っ越しなどをした際、無くしてしまった。

保険料を納付していた義母は亡くなり、保険料の納付状況は分からないが、義母が私の保険料を納付していたと思うので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年12月ごろ、義母に国民年金の加入手続をしてもらい、国民年金保険料を義母が納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、A市の国民年金被保険者名簿の資格取得の原因日から、昭和49年7月10日に加入手続を行ったものと推定でき、41年12月ごろに加入手続を行ったとする申立人の陳述と符合しない。

また、加入手続時点では、申立期間のうち、昭和41年12月から46年12月までの保険料は時効により制度上納付することができない上、47年1月から49年3月までの保険料は、過年度保険料としてさかのぼって納付することが可能であるが、申立人は申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、納付を行っていたとする義母は既に亡くなっており、申立人の夫の記憶も定かでないため、当時の具体的な納付状況は不明である。



さらに、申立期間は7年4か月（88 か月）に及び、これほどの長期間、行政側が継続的に事務処理を誤るとは考え難い。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を調査したがその形跡は見当たらず、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から54年9月までの国民年金保険料及び56年4月から60年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から54年9月まで  
② 昭和56年4月から60年3月まで

私は、昭和48年2月に結婚し、同年4月ごろに国民年金に加入し、申立期間①についてはA市役所で定期的に保険料を納付した。また、申立期間②については、付加年金に加入し納付していた。

しかし、申立期間①については未加入、申立期間②については付加保険料が未納の記録とされており納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和48年4月ごろに国民年金に加入し、A市役所で定期的に保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、54年7月に払い出されていることが確認できる上、申立人に係る特殊台帳及びA市の被保険者名簿によると、同年10月22日に任意加入により被保険者資格を取得した旨記載されていることが確認できることから、この時点で加入手続が行われたものと推認される。この場合、任意加入の被保険者である申立人は、制度上、加入日前にさかのぼって申立期間①の保険料を納付することはできない。

また、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して、上記とは別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

次に、申立期間②について、申立人は、付加保険料を併せて納付していたと

主張しているが、付加年金に加入した場合は、定額保険料と付加保険料とを合計した金額の納付書が作成されるところ、申立人が所持する昭和 56 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 57 年 4 月から同年 6 月までの期間の領収証書によると、定額保険料額のみが記載されていることが確認でき、申立期間②の当時に居住していた B 市では、申立人を付加年金の加入者として取り扱っていなかったと考えるのが自然である。

また、申立人に係る特殊台帳によると、昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 58 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料は過年度納付されていることが確認できる。付加保険料については、制度上、過年度納付できないことから、当該期間について付加保険料が納付されたとは考え難い。

さらに、申立期間①及び②は合計 128 か月間と長期間であり、これほどの期間にわたり事務処理の誤りが継続するとは考え難い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から43年6月までの期間及び44年6月から51年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月から43年6月まで  
② 昭和44年6月から51年1月まで

私は、厳格な養父の勧めで国民年金に加入した。加入手続は養父が行ってくれたと思う。保険料は養母が区役所又は金融機関か分からないが納めに行ってくれていた。

養母はとてもきちょうめんだったので、納めていないことは考えられず、申立期間①及び②が未加入期間とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録によると、申立人が加入手続を行った時点は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出されている第3号被保険者の手続日から、昭和61年9月ごろと推認され、この時点では、申立期間①及び②は未加入期間であり、保険料を納付することができない。

また、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、その養母が区役所又は金融機関へ保険料を納めに行ってくれていたと主張しているが、A市によると、申立人が居住していた同市B区では国民年金制度発足当初から昭和48年3月まで、主に市の集金人により保険料を収納していたとしており、申立内容と一致しない。

加えて、申立期間①及び②は合計90か月間と長期間であり、これほどの期

間にわたり事務処理の誤りが継続するとは考え難い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から43年3月まで

私は、昭和39年3月に結婚した。結婚後は、前夫の母親が、私、前夫及びその母親の3人分の保険料を町内会の集金人に納めていた。

記録を調べてもらうと、申立期間について、前夫及びその母親は納付済みであるのに、私だけ未納とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年5月に払い出されていることが確認できることから、このころにA市において加入手続きが行われたものと推認され、この時点では、申立期間の一部は時効により、当該手帳記号番号では、保険料を納付できない期間となる。

また、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、前夫の母親が、申立人、申立人の前夫及びその母親の3人分の保険料を町内会の集金人に納付していたとしているが、A市によると、集金人及び納付組合は過年度保険料を収納していなかったとしており、申立期間の保険料がさかのぼって納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行い、当時の住所地を管轄する社会保険事務所(当時)が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したところ、申立人に対して、昭和36年2月に上記とは別の手帳記号番号が払い出されていたことが確認できることから、このころにB市においても加入手続きが行われたものと推認されるが、オンライン記録によると、当該手帳記号番号に係る納付記録は確認できない上、A市の被保険者名簿は43年5月に払い出された手帳記号番号により作成されている

ことが確認でき、36年2月に払い出された手帳記号番号によりA市で国民年金の手続が行われたとは考え難いことから、申立期間について、同手帳記号番号により保険料が納付されたと考えるのは不自然である。

加えて、申立期間は49か月間と長期間であり、これほどの期間にわたり事務処理の誤りが継続するとは考え難い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から51年3月まで

私は、昭和51年4月ごろに国民年金に加入した。以降、妻と一緒に夫婦二人分の保険料を定期的に納付した。また、ようやく老後のことが気になっていたところ、母親から今までの未納分を納付できると聞き、ラッキーな期間があると思い、55年5月19日に、申立期間の保険料を含めて一括で全額納付した。

年金記録を確認すると、昭和36年4月から37年4月までまとめて納付していると回答を得たが、14年間も未納がありながら、1年間だけ納付するのは不自然だと思うので、再調査を願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る特殊台帳及びA市の被保険者名簿によると、昭和36年4月から37年4月までの保険料について、55年5月に、第3回特例納付（昭和53年7月から55年6月までの期間において実施）により、当該期間に相当する保険料を一括納付している旨明確に記載されていることが確認できるが、申立人が同時に納付したと主張している申立期間については、保険料を納付した旨の記載は確認できず、当該記載内容は、オンライン記録の内容と一致する。

また、申立人は、昭和51年4月ごろに国民年金に加入したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人が加入手続を行った時点は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出されている任意加入者に係る被保険者資格の取得日から、第3回特例納付が開始された直後の53年8月であることが推認でき、この時点で既に38歳であった申立人は、さかのぼって保険料を納付することで年金受給権（300か月）の確保が可能であったことから国民年金に加入したことがうかがえる。



さらに、A市の被保険者名簿によると、51年4月から52年3月までの期間及び同年4月から53年3月までの期間の保険料をそれぞれ、54年2月及び同年8月に過年度納付していることが確認でき、申立人は55年5月の上記特例納付を行った時点において、当該過年度納付及び上記特例納付により合計37か月の保険料をさかのぼって納付したこととなり、60歳まで保険料を継続納付することで年金受給権が確保できる。これらのことから、当該特例納付については、年金受給権の確保に必要であった13か月（昭和36年4月から37年4月までの期間）について行われたものとするのが自然である。

加えて、上記の特例納付と併せて申立期間を特例納付した場合、保険料額は合計72万円となるが、申立人の保険料額についての記憶は曖昧である上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年12月までの期間及び40年8月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から39年12月まで  
② 昭和40年8月から42年3月まで

私は、昭和37年5月に退職して自営業を始めたが、来店していた役所の人から国民年金のことを聞いたことをきっかけに、同年6月ごろ国民年金に加入した。それ以来、保険料を欠かさず納付しており、39年1月の結婚後は、私が元妻の分の保険料についても一緒に納付していた。後年になって保険料は銀行の口座振替で納付していたが、若いころは国民年金のことをあまり意識していなかったため、保険料の納付方法、納付場所及び納付金額等は覚えていない。

しかし、自営業は順調で経済的に納付困難な状況ではなかったため、保険料を未納にすることは考えられない。しかも役所から未納の通知及び督促を受けた記憶も無いので、申立期間が未納とされていることには納得できない。記録の訂正を求めたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の被保険者名簿によると、申立期間①及び②のいずれについても保険料が未納期間である旨記載されていることが確認できる上、当該記載内容は、オンライン記録の内容と一致する。

また、申立人は、昭和39年1月以降、申立人の元妻の保険料についても一緒に納付していたとしているが、元妻のオンライン記録によると、当該期間について、保険料の納付記録は確認できず、申立内容と一致しない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②に係る保険料について、当時自営業は順調で納付困難ではなかったため納付しているはずであると主張しているが、

保険料の納付方法、納付場所、納付金額及び年金手帳の保有状況等についてはほとんど記憶しておらず、当該期間に係る保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間①及び②は合計 41 か月間と長期間であり、これほどの長期にわたり事務処理の誤りが継続するとは考え難い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から42年3月まで

私は昭和39年1月に結婚して以来、国民年金に関することは自営業を営んでいた元夫に任せていたので、国民年金の保険料をどこで、どのように納付していたのかについてはよく分からないが、ある時期以降からは、銀行の口座振替によって保険料を納付していたことを覚えている。

私たちは商売の関係上、役所の人とも懇意にしていたので年金の話もよく聞いており、当時、商売も順調で納付困難な時期は無かったので、申立期間については、元夫が私たち夫婦の保険料を欠かさず納付していたはずである。申立期間について保険料が未納とされていることには納得できないので、記録の訂正を求める。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料について、当時、自営業の経営は順調であったため、元夫が納付していたはずであると主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年4月に払い出されていることが確認できることから、このころに加入手続きが行われたものと推認され、申立期間の一部は時効により保険料が納付できない期間となる上、申立人がさかのぼってまとめて保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所(当時)が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して、上記とは別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人に係るA市の被保険者名簿によると、申立期間の保険料が未納期間である旨記載されていることが確認できる上、当該記載内容は、オンライン記録の内容と一致する。

加えて、申立人は、納付に直接関与しておらず、申立期間は39か月間と長期間であり、これほどの長期にわたり事務処理の誤りが継続するとは考え難い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から48年12月まで

私は、当時、商工会を通じて、国民健康保険料及び国民年金保険料の減免申請を行い、申立期間は、区役所から送付されて来る減額後の納付書で、妻が毎月郵便局又は銀行で保険料を納付してくれていた。

申立期間の保険料の全額が未納とされているので、よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、商工会を通じて行った減免申請により、申立人の妻が減額後の保険料を納付してくれていたと申し立てしているところ、国民健康保険料は、当時においても、所得等の状況に応じて軽減免除された減額後の保険料を納付する取扱いが実施されていたが、申立期間当時の国民年金保険料は、保険料の全額納付又は全額免除の2種類であり、減額された保険料を納付する取扱いは無い上、商工会の当時の事務局長は、当時、国民健康保険料に関する減免申請は一括して行っていたが、国民年金保険料の免除申請については記憶が定かでないとして陳述していることなどを踏まえると、妻が納付してくれていたとする減額後の保険料は、国民健康保険料であったものとみるのが自然である。

また、申立期間のうち、昭和48年3月以前のA市における国民年金保険料の納付方法は、集金人又は区役所窓口において国民年金手帳に印紙<sup>ちようふ</sup>を貼付する印紙検認方式であったことから、申立人の妻が、納付書を用いて毎月郵便局又は銀行で国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられるほか、申立人の妻及び41年6月に申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の弟も、申立期間に相当する期間の国民年金保険料は未納とされている。

さらに、申立人及びその妻の特殊台帳を見ると、いずれにも免除申請されたことをうかがわせる痕跡が見当たらない上、申立期間途中の昭和 48 年 1 月以降の未納期間に対し、社会保険事務所(当時)が昭和 50 年度及び 51 年度に納付催告を行ったことが記載されている。その上、夫婦共に、申立人が 35 歳となる申立期間直後の昭和 49 年 1 月から 50 年 12 月までの 2 年分の保険料をさかのぼって過年度納付していることが確認でき、これにより、それぞれ年金受給資格期間である 25 年を確保している。このことについて、申立人に改めて事情を聴取したところ、申立人は、夫婦二人分の保険料を納付してくれていた妻は既に亡くなっており、当時の納付状況は全く分からないとしながらも、「国民年金は 25 年納付しないと受けられないことを知っていたので、そろそろ納付しないといけないと思って納付してくれたように思う。」と陳述しており、その当時、申立人及びその妻が、申立期間を含めて国民年金保険料が未納であることを認識していたことがうかがえる。

加えて、申立期間は 7 年に及び、このような長期間にわたり、納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い上、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から47年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から47年11月まで

私は、昭和45年5月にA県にあった会社を退職して、B市C区で父が経営する事業所で働くようになり、B市D区で両親と同居していた。当事業所は、個人経営であったが、私が昭和47年8月に別に会社を設立し、社会保険事務所(当時)の指導により同年12月に厚生年金保険の適用事業所になった。

この間である申立期間は、国民年金に加入していた記憶があるが、その後、昭和53年3月に会社の事情で厚生年金保険の適用を取りやめ、国民年金に変更したこと、及び結婚後にE市に住所変更したことにより、申立期間における私の国民年金の加入記録が紛失されたものと確信している。

申立期間に国民年金の加入記録が無く、納付済期間とされていないので、よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後の昭和49年4月にB市D区からE市に転居しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、転居後のE市において、53年4月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人が会社の事情で厚生年金保険の適用を取りやめ、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年3月21日に、初めて国民年金被保険者の資格を取得していることが申立人の特殊台帳及びオンライン記録により確認できる。

したがって、申立期間は、記録上、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の記憶どおり、申立人が申立期間当時に国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付するためには、当時、申立人がその両親と同居していた



とする転居前のB市D区において、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、同区を管轄するF社会保険事務所(当時)の国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、有効な別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかったほか、申立人は、申立期間当時の加入手続及び国民年金手帳に関する記憶が曖昧であり、当時の国民年金保険料の納付状況についても、申立人から明確な陳述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、申立期間の一部に相当する会社設立当時の昭和47年分の確定申告書(控)を所持しているが、そこに国民年金保険料控除に関する記載が見当たらない上、そのほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から52年12月まで

昭和46年9月に夫が会社を退職し自営業を始めたので、すぐに夫婦で国民年金に加入したように思う。国民年金保険料は、いつも夫婦二人分を一緒に納付してきたのに、申立期間は夫だけが納付済みであり、私が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、申立人の夫は、昭和50年7月に払い出されているが、申立人は、その約5年後の55年6月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、夫婦で国民年金の加入手続の時期が大きく異なっている上、夫については、夫の加入手続が行われた時点において現年度納付が可能であった50年4月(申立期間の開始月)から保険料の納付を開始している。その一方、申立人の特殊台帳を見ると、申立人についても、申立人の加入手続が行われた時点において現年度納付が可能であった55年4月から保険料の納付を開始するとともに、同年10月に、その時点で時効にかからず納付が可能であった申立期間直後の53年1月から55年3月までの2年3か月の保険料をさかのぼって過年度納付していることが確認できる。したがって、申立期間の保険料は、時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が、申立てどおり、申立期間の保険料を申立人の夫と一緒に納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかったほか、申立期間は2年9か月に及

び、この間、申立人の納付記録のみが毎回連続して欠落することは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から47年12月まで

結婚後の昭和43年8月に、夫が自営業を始めるため会社を退職したので、夫婦で国民年金に加入した。加入後は、自宅に来ていた集金人に、私又は夫のいずれかが夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたのに、申立期間は、夫が保険料を納付済みであり、私が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年8月に申立人の夫が会社を退職したので、夫婦で国民年金に加入し、加入後は、自宅に来ていた集金人に申立人又は夫のいずれかが夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人及びその夫に係る国民年金の加入時期を調査すると、夫は、会社を退職した直後の昭和43年9月に国民年金手帳記号番号が払い出されており、所持する夫の国民年金手帳の発行日とも一致することから、このころに加入手続が行われたものと推定される上、申立期間に相当する期間の保険料を集金人に現年度納付していることが国民年金手帳により確認できる。その一方、申立人については、夫の約7年後の50年12月に加入手続が行われたことが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期及び当該手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から推定され、申立人とその夫とでは、加入時期において大きく異なっている。

また、申立人の特殊台帳を見ると、申立人の加入手続が行われた時点において、時効にかからず納付が可能であった申立期間直後の昭和48年1月から50年3月までの2年3か月の保険料をさかのぼって過年度納付していることが確認できることから、申立期間の保険料は、時効により納付することができなかつたものとみるのが自然である。

さらに、申立人が、申立てどおり、申立期間の保険料を申立人の夫と一緒に集金人に納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかったほか、所持する申立人の年金手帳は、A市が国民年金保険料の徴収方法を、それまでの印紙検認方式から納付書方式に変更した昭和48年4月以降に国民年金の加入手続を行った被保険者に対して発行されていたとする3制度（厚生年金保険、国民年金及び船員保険）共通のオレンジ色の年金手帳であるが、申立人は、当該年金手帳以外に別の年金手帳を所持していた記憶は無いと陳述している。

加えて、申立期間は4年以上に及び、このような長期間にわたり、申立人の納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から44年3月まで

私は、自立して開業するため、昭和39年4月に会社を退職し、失業保険の手續とともに健康保険及び国民年金の切替手續を行ったと記憶している。

保険料の納付については、約45年も前のことなので、当時の状況は覚えていないが、今回送付されてきた「ねんきん特別便」の納付記録を見ると、昭和39年4月から42年1月までの期間が空白であり、同年2月から44年3月までの期間が未納とされているので、納得のいく調査を願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立人及びその妻の国民年金手帳を見ると、その発行日はともに、結婚した昭和43年11月の約1年後である44年10月6日と記載されている上、国民年金手帳記号番号が夫婦連番であることなどから、このころに夫婦一緒に国民年金の加入手續が行われたものと推定され、申立人については42年2月20日まで、妻については43年11月6日まで、それぞれさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得していることが国民年金手帳及び夫婦のオンライン記録により確認できる。したがって、申立人の場合、申立期間のうち、42年1月以前の期間は、記録上、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である上、国民年金被保険者の資格を取得した同年2月から44年3月までの保険料は、加入手續が行われた時点において、時効により納付できない期間を含む過年度保険料であるが、申立人及びその妻は、結婚当時は経済的にも余裕が無く、申立期間の保険料をまとめて納付した記憶は無いと陳述している。

また、申立人に、会社を退職した当時における国民年金の加入状況及び独身時代であった申立期間当時の保険料の納付状況について、改めて事情を聴取し

でも記憶が無いとしており、申立期間当時の状況について、具体的な陳述を得ることができなかつたほか、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかつた。

さらに、申立期間は5年に及び、このような長期間にわたり、納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から52年3月まで

私は、国民の義務として国民年金に加入したが、手続は母がしてくれたので詳しいことは分からない。しかし、2軒ほど隣に住む兄夫婦は、昭和36年4月から国民年金に加入して保険料を納付しており、そこに集金人が来ていたので、私の家にも同じ集金人が来ていたはずであり、当時、私と同居していた母が私の保険料を納付してくれていたに違いない。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、近所に住む申立人の兄（次男。申立人は四男）夫婦が、国民年金制度が発足した昭和36年4月から国民年金保険料を集金人に納付しているのので、申立人の保険料も、当時申立人と同居していたとする申立人の母親が、同じ集金人に納付してくれていたに違いないと申し立てている。

そこで、申立人の近所に住む兄（次男。以下、この段落において同じ）夫婦及び申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、当該兄夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和36年7月25日に夫婦連番で払い出されており、同年4月以降の保険料を集金人に現年度納付していることが兄の妻が所持する国民年金手帳により確認できる一方、申立人の国民年金手帳記号番号は、52年5月16日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、国民年金制度が発足した36年4月1日までさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得している。したがって、当該兄夫婦と申立人とでは、加入時期において大きく異なっている上、申立人の加入手続が行われた時点において、申立期間は、一部の期間を除き、時効により納付できない期間であるとともに、時効にかからない期間の保険料については、過年度保険料となることから、基本



的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の特殊台帳を見ると、申立期間直後の昭和 52 年 4 月以降の期間が免除期間となっている上、欄外に「不足 54」の記載が確認できるところ、申立人の加入手続が行われた当時、申立人は 39 歳であり、これ以降 60 歳まで保険料をすべて納付しても、年金受給資格期間である 25 年に 54 か月不足する当時の状況と一致することから、行政側が、受給資格期間を満たさない申立人の国民年金保険料の免除処理を継続していたとみるのが自然であり、これらの記録自体に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人には、昭和 41 年度の適用特別対策において、そのころに申立人と一緒に仕事をしていたとする申立人の兄（三男。以下、この段落において同じ）夫婦と共に、3 人連番で職権により別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるが、兄夫婦の手帳記号番号については、共に「消除」のゴム印が押され、申立人の当該手帳記号番号については、「不在」のゴム印とともに昭和 52 年 6 月 16 日に払い出された上記の手帳記号番号との重複が判明したことによる「資格取消」のゴム印が認められるなど、これら職権で払い出された三つの手帳記号番号からは、いずれも保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。その上、申立人に係るこれ以外の別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、オンライン記録により別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、上記二つの手帳記号番号のほかに別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

加えて、申立人は、国民年金の加入及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれていたとする申立人の母親は、明治 30 年生まれのため国民年金被保険者の対象外とされ、母親自身の保険料を集金人に納付する必要が無かったものと考えられる上、母親も既に亡くなっているため、申立人に関する当時の具体的な加入及び納付状況は不明である。

このほか、申立期間は 16 年に及び、このような長期間にわたり、申立人の納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い上、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から平成14年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から平成14年10月まで

昭和55年10月に会社を退職し、父の経営する店(厚生年金保険非適用の個人事業所)を継いだ際、妻がA市役所で私の国民年金への加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料の詳しい納付方法等については、すべて妻に任せていたので全く覚えていないが、妻から「国民年金保険料を納付してきた。」として領収書を見せられたことを覚えている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は会社を退職した昭和55年10月に、妻が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料についても、妻が納付していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録を見ると、申立人に係る国民年金被保険者資格の取得履歴は認められず、また、申立期間当時の住所地のうち、保存されていることが確認できたA市及びB市C区における国民年金被保険者記録を調査したが、申立人に係る国民年金の加入及び保険料納付記録は見当たらなかった。

また、申立期間のうち、申立人が60歳に到達した翌月の平成8年\*月から65歳到達の13年\*月までの期間は、高齢任意加入が可能な期間となるところ、60歳到達時の住所地を管轄するD社会保険事務所(当時)保存の高齢任意加入申込書を調査したが、申立人に係る加入申込書は見当たらなかった。

さらに、申立人は厚生年金保険被保険者期間が21年5か月あり、既に老齢年金受給資格を満たしていることから、申立期間のうち、65歳到達翌月の平成13年\*月以降の期間については、制度上、国民年金に高齢任意加入することができない。

加えて、申立期間のうち、昭和 55 年 10 月から平成 13 年\*月までの国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、申立人の居住履歴のある住所地を管轄する各社会保険事務所（当時）において、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立期間は265か月で、関係行政機関もE市、A市、B市C区、同市F区及び各管轄社会保険事務所（当時）の8機関に及んでおり、これほど長期間にわたり、複数の行政機関において、国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 4400

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から51年3月まで

国民年金への加入については、自分では全く覚えていないが、母が、手続きをしてくれたと思う。

手続後、結婚をするまでの国民年金保険料については、母が納付してくれていたはずである。

申立期間当時、私と同様に、母に納付してもらっていた兄は、申立期間について納付済みとなっているにもかかわらず、自分の分が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、兄と同様に母が納付してくれていたはずであると申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の兄については、20歳到達時の翌年度当初である昭和43年4月1日に、A市B区において、国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であった一方、申立人の手帳記号番号は、その9年後の52年3月16日に、弟及び妹と連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間のうち、49年12月以前の保険料は、制度上、納付することができない。

また、申立人の弟及び妹の納付記録を見ても、申立期間の国民年金保険料は未納となっている上、3人共に申立期間直後の昭和51年4月から同年9月までの保険料については現年度納付し、同年10月から同年12月までの保険料については過年度納付しているなど、この当時の3人の納付状況はすべて一致している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立期間は77か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付について関与しておらず、申立人の加入手続及び納付を行ったとする母からの陳述も得られないことから、保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から同年11月までの期間及び48年3月から平成4年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から同年11月まで  
② 昭和48年3月から平成4年11月まで

国民年金への加入については、はっきり覚えていないが、会社を退職して家業を継いだ昭和48年3月ごろ、母が手続をしてくれたと思う。

加入後の国民年金保険料は私が納付していたが、申立期間②については、家業の経営状況が悪いため、保険料を納付していなかった時期もあると思うが、納付書により郵便局で納付した記憶もあるので、全期間にわたって納付記録が無いのは納得できない。

申立期間①については、加入手続及び保険料納付の記憶は不明確であるが、念のため調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年1月1日を国民年金被保険者資格の取得日として、同年8月2日ごろに払い出されていることが、前後の手帳記号番号から推認され、また、申立人が所持する年金手帳を見ても、届出年月日が同年7月11日と記載されていることから、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立期間①及び②は合わせて242か月に及んでおり、これほど長期

間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

加えて、申立人は、申立期間の加入手続及び国民年金保険料納付の記憶は不明確であるとしており、加入手続を行ったとする申立人の母は、病气療養中であるため陳述を得ることはできず、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 9 月 4 日から 35 年 8 月 14 日まで  
② 昭和 36 年 2 月 1 日から 43 年 1 月 16 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社、B社及びC社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を受け取った覚えは無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社を退職した際に、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないと申し立てている。

しかし、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和35年12月28日に支給決定されていることが確認できるところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、前述被保険者名簿で申立人が記載されているページを含む前後計5ページに記載された女性従業員のうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した18人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め13人見られ、そのうち6人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されているほか、同一支給日の受給者が散見されることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

申立期間②については、申立人は、C社を退職した際に、同社及びその前に



勤務したB社での加入期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないと申し立てている。

しかし、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和43年3月19日に支給決定されていることが確認できるところ、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立人が記載されているページを含む前後計6ページに記載された女性従業員のうち、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した3人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、3人とも資格喪失後3か月以内に支給決定されていることから、事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間の二つの事業所と申立期間後に勤務した事業所では別番号となっていることから、当該脱退手当金を受給したため、番号が異なっていると考えるのが自然である。

このほか、申立期間の脱退手当金は、申立期間①に係るもの（1回目）と申立期間②に係るもの（2回目）の2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されるということは考え難い上、申立期間①及び②について申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 23 年 6 月 29 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答をもらった。しかし、脱退手当金の請求手続はしておらず、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金の請求手続はしておらず、受け取った記憶も無いとしている。

しかし、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和23年8月2日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、保険給付欄に、脱退手当金を支給したことを示す「脱手」の記載があり、資格期間、支給金額及び支給年月日はオンライン記録と一致している上、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったところ、申立人は、家業を継ぐためにA社を退職したと陳述しており、同社で昭和23年6月29日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、厚生年金保険の加入歴が無いことを踏まえると、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年10月から24年8月までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和37年3月1日から40年8月1日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年10月から24年8月まで  
② 昭和37年3月1日から40年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間①の加入記録が無いと回答を受けた。

A社では、B業務従事者として勤務したので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②については、C社D支店及び同社E支社に勤務していた期間における厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。しかし、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、元同僚の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和25年3月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している前記同僚は、「私は、A社に昭和23年10月1日に入社したが、厚生年金保険被保険者期間は25年3月1日から同年8月31日までとなっている。社長から、厚生年金保険に加入する説明があったが、入社してすぐではなかったと思う。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、申立期間に係る脱退手当金は請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、申立期間のC社E支社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和41年1月12日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が保管している厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金の支給を意味する「脱 \*\*」の表示が確認できることから、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 6682

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 36 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。

A社には間違いなく勤務したので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、B社(昭和37年1月\*日にA社が商号をB社として法人登記)が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和37年4月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、前記同僚の一人は、「厚生年金保険料が控除され始めたのは、A社が法人になってからである。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 7 月 19 日から同年 9 月 1 日まで  
② 昭和 31 年 7 月 19 日から同年 9 月 1 日まで  
③ 昭和 32 年 7 月 19 日から同年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。同事業所には、昭和 30 年から 32 年までの間に 3 度に分けてアルバイトとして勤務したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時に勤務したとするA社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同事業所の所在地を管轄する法務局においても商業登記の記録は確認できない。

また、申立人は、A社の事業主及び同僚等の氏名を記憶していないため、これらの者から、同事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、申立人は、昭和 30 年から 32 年までの間に 3 度に分けてアルバイトとして勤務したと申し立てているところ、当時の厚生年金保険法第 12 条には、臨時に使用される者であって、2 月以内の期間を定めて使用される者は、厚生年金保険の被保険者としないと規定されていることから、制度上、申立人は申立期間において厚生年金保険の被保険者となることができなかつたと推認される。

加えて、申立期間の保険料控除に係る申立人の記憶は曖昧であり、このほか

に、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 8 月 1 日から 12 年 3 月 8 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支払われていた給与額より低く記録されていることが分かった。

A社では、当初は社員、その後は代表取締役として勤務し、30万円から60万円の給与を得ていた。

標準報酬月額を引き下げる手続きを行った覚えは無いので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成10年8月及び同年9月は59万円、同年10月から11年4月までは50万円、同年5月から12年2月までは30万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(平成12年3月8日)の後の同年3月10日付けで、10年8月から11年4月までは15万円、同年5月から12年2月までは9万8,000円にさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記の記録を見ると、申立人は平成11年7月26日から現在も、同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、当該標準報酬月額を引き下げる手続きを行った覚えは無いとしているところ、申立人に係る健康保険被保険者記録を見ると、申立人は、A社が適用事業所ではなくなった日と同一日の平成12年3月8日に任意継続被保険者資格を取得し、同年3月から2年間、任意継続被保険者であったことが確認できることから、申立人が引き下げ後の標準報酬月額に基づく任意継続健康保険料を2年間納付していたことを踏まえると、申立人が、任意継続被保険



者として、当該標準報酬月額を引き下げを承知していなかったとは考え難い。さらに、申立期間に係る同年3月10日付けの処理に関しても、社会保険事務所が、代表取締役であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 11 月 1 日から 7 年 12 月 8 日まで  
社会保険事務所(当時)の記録によると、私が代表取締役として経営していたA社における厚生年金保険加入期間のうち、平成 6 年 11 月 1 日から 7 年 12 月 8 日までの標準報酬月額が、同社が厚生年金保険適用事業所ではなくなった後で、41 万円から 12 万 6,000 円に引き下げられている。社会保険事務所の担当者から、「標準報酬月額を後で元に戻すから変更届を出すよう。」と言われ、やむなく標準報酬月額の引下げに応じたが、「後日、元に戻す。」との約束が守られていない。申立期間に係る標準報酬月額を実際の報酬額に見合った額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、41 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成 7 年 12 月 8 日)の 5 日後の平成 7 年 12 月 13 日付けで、6 年 11 月 1 日にさかのぼって 12 万 6,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記の記録によると、申立人は、同社設立当時の昭和 55 年 5 月 27 日から解散する平成 14 年 12 月 3 日までの間、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「平成 6 年ごろから会社の経営が苦しくなり、厚生年金保険料を滞納していたと思う。この滞納保険料を減らすため社会保険事務所から、『標準報酬月額を後で元に戻すから変更届を出すよう。』と促され、やむなく同届を提出した。」と陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 10 月 1 日から 12 年 10 月 1 日まで  
② 平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B本社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、同社から交付された健康保険厚生年金保険標準報酬改定通知の内容と異なっていることが分かった。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B本社から交付された2枚の健康保険厚生年金保険標準報酬改定通知に、標準報酬月額を平成11年10月1日から56万円とし、13年10月1日から44万円とする旨が記載されているのに、申立期間の社会保険事務所の記録はこれより低額であると申し立てている。

しかし、申立人提出の当該標準報酬改定通知を見ると、申立人の申立てどおりの記載が確認できるが、一方で、A社B本社が保存している平成12年1月以後の申立人に係る賃金台帳を見ると、同社は、厚生年金保険料を該当月の翌月に控除する方法により、申立期間のうち、11年12月以後の期間について、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく保険料を控除していることが確認できる。

このことにつき、A社B本社は、「申立期間当時、社会保険事務所に対し、申立人の申立てどおりの標準報酬月額に該当することとなる健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出したが、当社では、7月に基本給等の変更を行うことが有り、申立人については、平成11年7月及び13年7月に基本給等の変更を行ったことから、11年10月及び13年10月に標準報酬月額

の改定の要件に該当したため、改めて随時改定の届出を行い、これにより改定された標準報酬月額に基づく保険料控除を行った。」としているところ、前述の賃金台帳を見ると、平成13年7月に基本給等の額が変更され、同年10月にオンライン記録どおりの標準報酬月額への改定の要件に該当することが確認できる。

また、A社B本社は、平成11年12月以前の賃金台帳を保存していないが、13年10月の標準報酬月額の改定時には、改定後の標準報酬月額に基づき正しく保険料控除が行われていることから、申立期間のうち、11年10月及び同年11月についても、改定後のオンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたものと推認される。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 7 月 6 日から 31 年 9 月 14 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答があった。申立期間は、A 県 B 市の C 社という D 業種の会社の敷地内にあった E 社に勤務し、F 業務に従事していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に E 社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時に勤務したとする E 社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、申立人が同事業所の所在地としている A 県 B 市を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

さらに、申立人は、E 社の事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することもできない。

加えて、申立人が「E 社は、A 県 B 市の C 社という D 業種会社の敷地内にあった。」としていることから、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿も調査したが、申立期間に申立人の加入記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には昭和 41 年 3 月末まで勤務しており、同年 3 月の厚生年金保険料も控除されていたはずなので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間まで継続してA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員 9 人に照会し、4 人から回答を得たが、申立人の申立期間における勤務を推認できる陳述は得られなかった。

また、申立期間より後の昭和 53 年からA社が、厚生年金保険の適用事業所ではなくなる平成 21 年 9 月まで、同社の事業主であり、申立人の兄でもある者は、「申立期間当時、保険料軽減のため、月末まで勤務していた従業員を翌月 1 日付けでなく、月末で資格を喪失させることがあったと思う。」と陳述しているところ、同人提出の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を見ると、同社は、申立人の被保険者資格の喪失日を昭和 41 年 3 月 31 日と届け出ていることが確認でき、これは、前述の被保険者名簿の記録と一致する。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、申立期間当時の事業主であり申立人の父でもある者は既に死亡しているため、同社等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできないほか、前述の申立人の兄は、申立人の申立期間に係る保険料控除の有無に

については分からないとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年7月ごろから36年7月3日まで  
② 昭和36年10月31日から38年2月21日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。

申立期間①は、A社B支店に勤務し、その後同支店が管理する同社C支店に異動した。異動時期は覚えていないが、同社C支店ではF職として勤務した。

申立期間②は、A社D支店で研修を受けた後の期間であり、引き続き同社C支店で勤務した。

異動は有ったが、昭和34年から50年まで継続してA社に勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から判断して、営業所ごとの勤務時期は特定できないものの、申立人が、申立期間に、A社B支店及び同社C支店に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、A社B支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和36年1月1日であり、申立期間①のうち、同日以前は適用事業所ではない。

また、申立人が同時期入社であるとする同僚も、「会社は、昭和36年に厚生年金保険の適用事業所になったと記憶している。それまでは、社員全員が厚生年金保険には加入していなかった。」と陳述している。

一方、A社C支店については、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所となった記録が無いところ、申立期間の一部に同支店で勤務していた



とするA社の元従業員は、「当初、A社C支店は、E社という事業所が経営する、いわゆるフランチャイズ店であった。その後、昭和38年2月にA社B支店直轄に変わったと記憶している。同社C支店で勤務した期間のうち、直轄になる以前の期間は厚生年金保険に加入していない。」と陳述しており、オンライン記録を見ても、同人は、申立人と同様に、昭和38年2月21日にA社B支店で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立期間にA社C支店で勤務していたと申立人が記憶している同僚は、オンライン記録において、申立人と同様に申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無く、申立人と同日の昭和38年2月21日に同社B支店で被保険者資格を取得している。

さらに、申立人は、A社C支店で勤務していた期間の給与は、E社の店主から支給されていたと陳述しているものの、同事業所は、オンライン記録において、適用事業所としての記録は無い。

加えて、申立人の雇用保険被保険者資格の取得日は昭和38年2月21日であり、厚生年金保険の記録と一致している。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月 1 日から 58 年 3 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社でB業務従事者として勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社が発行した在職証明書には、在職期間が昭和 56 年 10 月 1 日から平成元年 3 月 3 日までと記載されており、申立期間も間違いなく同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社発行の在職証明書から、申立人が申立期間から同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社から申立人の関連資料を引き継いだとしているC社提出の被保険者資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書の写しを見ると、A社は、申立人の被保険者資格を昭和 58 年 3 月 1 日付けで取得させていたことが確認できる。

また、A社で申立人と同じB業務従事者であった複数の同僚は、「申立期間当時、A社のB業務従事者は、パート従業員と正社員の2種類が有り、厚生年金保険に加入していたのは、正社員だけだった。」と陳述しているところ、当該同僚のうち、昭和 55 年 11 月にパート従業員として同社に入社し、その4か月後に正社員になったとする同僚について、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録を見ると、入社から約4か月後の56年3月に被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社は、申立期間当時、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人の厚生年金保険と雇用保険の資格取得日は、ともに昭和 58 年 3 月 1 日で一致しており、前述の同僚の両保険の資格取得日も一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 6 月ごろから同年 12 月 8 日まで  
② 昭和 55 年 6 月ごろから 57 年 8 月 2 日まで  
③ 昭和 58 年 3 月 20 日から 59 年 3 月ごろまで

申立期間①は、A社に継続して勤務した。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録では、A社における資格取得日が昭和 54 年 12 月 8 日となっており、申立期間①が厚生年金保険の未加入期間とされており納得できない。

また、昭和 55 年 6 月ごろから 59 年 3 月ごろまで継続してB社にC業務従事者として継続して勤務した。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、申立期間②及び③が厚生年金保険の未加入期間とされており納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 54 年 6 月ごろA社に入社し、55 年 2 月 20 日まで継続して勤務したと申し立てしているところ、同社の元事業主の陳述から判断すると、申立人の入社時期は特定できないものの、申立期間当時、同社に在籍していたことが推認される。

一方、申立人の厚生年金保険の資格取得日が昭和 54 年 12 月 8 日と記録されているところ、A社の元事業主からは、「当時は中途採用者の定着率が低かったため、入社後一定期間の試用期間を設け、入社と同時に厚生年金保険に加入させておらず、その間は保険料を給与から控除することもなかった。」との陳述が得られた上、複数の同僚からも同趣旨の陳述が得られた。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から複数の同僚を抽出し調査したが、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入状況及び保険料控除など、当時の事情を明らかとする関連資料及び周辺事情は得られなかつ

た。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人はB社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てているところ、同僚の陳述から判断すると、申立人は、入社時期は特定できないものの、申立期間当時、同社に在籍していたことが推認される。

しかしながら、同僚からは、「B社では、希望した者のみが厚生年金保険に加入していた。自分は入社の数か月後に厚生年金保険に加入した。また、厚生年金保険に加入するまでの間は、給与から保険料は控除されていなかったと思う。」旨の陳述が得られ、当該同僚提出の当時の給与明細書においても厚生年金保険に加入していない期間の保険料は控除されていないことが確認できる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から複数の同僚を抽出し調査したが、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入状況及び保険料控除など、当時の事情を明らかとする関連資料及び周辺事情は得られなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

申立期間③について、申立人はB社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、雇用保険の給付記録を見ると、申立人の離職日は昭和58年3月19日と記載されており、厚生年金保険の加入記録と一致している上、申立人は同年4月9日に公共職業安定所に求職の申込みを行い、申立期間中に90日分の基本手当を受給していることが確認できる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から複数の同僚を抽出し調査したが、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入状況及び保険料控除など、当時の事情を明らかとする関連資料及び周辺事情は得られなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 1 日から 38 年 7 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社入社時の標準報酬月額が1万円になっているとの回答を受けた。

就職先を決める際、A社の求人票に記載された初任給の額が、2万2,000円と他社と比べて飛び抜けて高く、この給与に魅力を感じて入社したことを覚えている。同社には昭和38年7月30日まで勤務したが、在職していた申立期間について標準報酬月額が低く記録されているので、給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和35年6月1日にA社（現在は、B社）において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、標準報酬月額は、同年6月から同年9月までは1万円、同年10月から37年9月までは1万8,000円、同年10月から38年6月までは2万2,000円と記録されているが、申立人は、当該記録が申立期間当時に実際に支給されていた給与額に比べて低いとして申し立てている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に被保険者資格を取得している同年輩の者の標準報酬月額についてみると、申立人と同水準又は低額である者がほとんどであることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみがほかの従業員と異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、複数の元従業員からも、申立期間当時の給与支給額と比較して標準報酬月額が低く記録されている旨の陳述は得られなかった上、上記被保険者名簿

において、申立人の標準報酬月額が<sup>そきゅう</sup>遡及して引き下げられた形跡は認められず、記録に不自然な点も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時の給与明細書等を所持していない上、B社も「当時の賃金台帳等は保管しておらず、申立人の給与支給額及び保険料控除等は不明。」と回答していることなどから、申立人の申立期間における給与支給額及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人主張の給与支給額を基に事業主が給与から厚生年金保険料を控除していた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 25 日から 44 年 4 月 25 日まで  
② 昭和 51 年 11 月 1 日から 52 年 5 月 1 日まで  
③ 昭和 54 年 7 月 1 日から 55 年 8 月 1 日まで

申立期間①については、昭和 43 年 4 月 25 日から 48 年 1 月 31 日まで A 社において正社員の B 業務従事者として勤務していたが、厚生年金保険の記録を確認したところ、同社に係る資格取得日は 44 年 4 月 25 日となっていた。

また、申立期間②については、昭和 51 年 11 月 1 日から 52 年 4 月末まで D 市 E 区の C 社において正社員の B 業務従事者として勤務したが、厚生年金保険の記録を確認したところ、同社に係る厚生年金保険の加入記録が無かった。

申立期間③については、昭和 54 年 7 月 1 日から 63 年 4 月末まで F 社において正社員の B 業務従事者として勤務していたが、厚生年金保険の記録を確認したところ、同社に係る資格取得日は、55 年 8 月 1 日となっていた。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 43 年 4 月 25 日から A 社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人の A 社における雇用保険の資格取得日は、昭和 44 年 3 月 26 日と記録されていることが確認できるほか、同年 4 月に入社した同僚は、「申立人は、私と同時期に入社した。」旨を陳述しており、また、申立人も当該同僚について、「私とほぼ同時期に入社した。」旨の陳述をしていることなどから判断すると、申立人が同社へ入社した時期は、申立人主張の 43 年では



なく、その1年後の44年であった可能性が考えられる。

一方、申立人のA社における雇用保険の資格取得日が昭和44年3月26日、厚生年金保険の資格取得日はその1か月後の同年4月25日と記録されているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中に資格を取得している同僚3人の厚生年金保険の資格取得日は、いずれも入社日の約1か月後となっていることが確認できることから、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていた訳ではなかったことがうかがわれる。

また、申立期間当時の社会保険事務担当者は連絡先が不明のため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について事情照会することができないほか、事業主の妻は、「夫は既に死亡しており、A社も既に閉鎖しているため、当時の関係書類も無く、申立人の勤務状況及び社会保険の手続等については不明。」と回答している。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は確認できなかったほか、上記被保険者名簿には申立期間中の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、C社において従事していた業務内容、同社の事業主及びその弟である役員を具体的に記憶していることなどから判断すると、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、C社は、昭和43年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、再度、適用事業所となったのは平成2年4月4日であることから、申立期間は同社が適用事業所ではなかった期間に当たる。

また、C社の現在の事業主は、「当時の事業主は既に死亡しているほか、当時の資料も保有していないことから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。」と陳述している。

さらに、C社の上記の役員は高齢のため事情照会することができないほか、申立人は同社での同僚の氏名を記憶していないため、これらの者からも申立人の同社における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、複数の同僚の陳述から、申立人は、申立期間において、

F社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、申立期間当時の上司及び複数の同僚は、「申立期間当時、従業員の入退社が頻繁であったため、入社当初は日給制でしばらく様子を見る期間を設けていた。その後、月給制になったときに社会保険に加入した。」と陳述している。

また、当時の社会保険事務担当者も、「当時、F社では、採用後3か月から1年程度は日給制の臨時工として社会保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料も控除していなかった。」と陳述しており、当時、F社では、入社後一定期間は従業員を社会保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがわれる。

さらに、F社提出の申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬月額決定通知書」を見ると、申立人の資格取得日は昭和55年8月1日と記載されていることが確認でき、これは、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録における資格取得日とも一致している。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間③において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 26 日から同年 9 月 13 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社から親会社であるB社に昭和 41 年 8 月 26 日に異動し、継続して勤務していたにもかかわらず、被保険者記録が無いとの回答をもらった。申立期間の加入記録が無いことに納得がいかないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間当時、B社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、雇用保険の記録及びC健康保険組合の組合員加入記録によると、申立人のB社における資格取得日は、いずれも昭和 41 年 9 月 13 日と記録されており、厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の資格喪失日は昭和 41 年 8 月 26 日として同年 9 月 20 日に社会保険事務所に届け出られていることが確認できる上、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

一方、B社の同僚からは、「申立期間当時、B社本社とA社の間において、異動した者の保険料控除等に関する取決めはなかったように思う。また、給与計算及び支給もそれぞれ別々に行われていた。」旨の陳述が得られた。

また、A社及びB社における申立期間当時の事業主及び事務担当者はいずれも死亡しているため、申立人の申立期間における保険料控除等について確認することができない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人の記憶は定かではなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から同年12月18日まで  
② 昭和27年4月ごろから35年5月1日まで

申立期間①については、昭和19年4月又は同年5月ごろにA市に疎開し、同年6月又は同年7月ごろにB社にC業務従事者として入社した。厚生年金保険の保険料徴収が始まった同年10月以降は給与から厚生年金保険の保険料を控除されていたと思う。

申立期間②については、昭和27年4月ごろからD社でE業務に従事しており、同社から受け取っていた給与から厚生年金保険料を控除されていたと思う。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、B社に昭和19年6月又は同年7月ごろに入社し、厚生年金保険の保険料徴収が始まった同年10月以降は厚生年金保険の保険料を控除されていたと申し立てている。

しかしながら、B社は事業中止により昭和20年8月31日にいったん厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の現在の事業主は、「申立期間当時の資料は残っておらず、当時の事業主も死亡しているため、詳細は不明である。」と回答している。

また、申立人がB社における同僚として名前を挙げた者を含め、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から複数の同僚を抽出し照会を行ったものの、申立人の申立期間における在職及び保険料控除を確認することはできなかった。

さらに、上記被保険者名簿には、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかった。

加えて、申立人は、申立期間①に係る保険料控除についての記憶は定かでない上、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、昭和 27 年 4 月ごろから D 社で F 業務に従事していたと申し立てしているところ、申立人は、同社発行の領収書、納品書等を所持しており、当該領収書等の宛名には申立人の氏名が記載されていることから判断すると、申立人は、申立期間当時、D 社との間において取引関係にあったことがうかがわれる。

しかしながら、D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録のある同僚 7 名のうち、所在が判明した同僚に文書照会し回答を得たが、申立人の申立期間における同社での在籍を確認することはできなかった。

一方、D 社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、昭和 34 年 4 月 1 日であり、申立期間のうち、27 年 4 月から 34 年 4 月 1 日までの期間は、同社が適用事業所となる前の期間に当たる。

また、申立人は、「私の弟は、私が D 社に入る前から同社で働いていた。」と陳述しているところ、上記被保険者名簿を見ると、申立人の弟は、申立期間より後の昭和 38 年 9 月 6 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人が氏名を記憶している同僚は、「私は、昭和 35 年ごろから D 社に勤務した。」と陳述しているところ、上記被保険者名簿において当該同僚の厚生年金保険の資格取得日は、昭和 37 年 5 月 16 日となっていることも確認できる。

これらのことから、D 社では、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがわれる。

また、D 社は、昭和 41 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について事情照会することはできないほか、上記同僚からも申立人の申立期間における保険料控除について具体的な陳述は得られず、確認することはできなかった。

さらに、上記被保険者名簿には、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかった。

加えて、申立人は、申立期間に係る保険料控除についての記憶は定かでない上、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 11 月 1 日から 37 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 11 月 1 日に A 社の事業主である父の薦めで、同社の取引先で B 市 C 区にある D 社に住み込みとして入社し、37 年 5 月末まで E 業務に従事していた。しかし、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照合したところ、同事業所における被保険者記録が無いとの回答を受けた。

申立期間中の台風の際には、工場のダクトが隣の家まで飛ぶなどかなり危険な状態であったので、避難作業を同僚二人と一緒に行った記憶があるほか、仕事の後に社長・同僚及び会社の取引先の方とマージャンをよくしたことも覚えている。

D 社において、一緒に住み込みで勤務していた同僚は、私が住み込みで勤務していたこと及び当時の出来事も覚えていると思うので、同事業所にて勤務していたことは証明されるはずである。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の D 社における業務内容等の記憶は具体的であることから判断すると、期間は特定できないものの、申立人は、同事業所に勤務していたことが推認される。

しかしながら、D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間中に加入記録が確認できる同僚は、「申立期間当時、D 社では、一定の試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入していなかったはずである。」旨を陳述している上、申立人が同事業所に入社した昭和 35 年 11 月には既に勤務していたとして名前を挙げた同僚の資格取得日は、37 年 11 月 1 日であること



などから判断すると、同社では入社と同時に厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがえる。

また、上記被保険者名簿で確認できる申立期間当時の事業主は所在が不明であるため、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び保険料控除について、事情照会することができない。

さらに、上記被保険者名簿には、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 12 月ごろまで  
② 昭和 37 年 12 月 11 日から 38 年 10 月 1 日まで

私は、申立期間①については、A社においてB業務従事者として勤務していた。健康保険被保険者証の交付を受け、給与から保険料も控除されていた。

申立期間②のC社では、同社発行の「退職手当等支給額の計算表」において、昭和 37 年 12 月 11 日に臨時社員との履歴記載があるが、同事業所での資格取得日は 38 年 10 月 1 日とされており、申立期間の加入記録が無い。

申立期間は両事業所に間違いなく勤務していたのに、厚生年金保険が未加入とされており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社においてB業務従事者として勤務していたと申し立てているところ、同僚の陳述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人は、同事業所に有期社員（アルバイト）として勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、「当時の正社員の資格取得標準報酬確認通知書を調査したが、申立人の氏名は確認できなかった。また、申立期間当時の有期社員（アルバイト）の資料を保存していないため、申立人の申立期間に係る保険料控除は確認できない。」と回答しているほか、申立人が名前を挙げた同僚及び同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出した複数の同僚について調査したものの、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び保険料控除について具体的な陳述は得られなかった。

また、上記被保険者名簿を見ても、健康保険整理番号に欠番は見当たらず、記録に不自然な点もうかがえない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらないほか、申立人は保険料控除についての記憶も定かではなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②について、申立人のC社での在職については、同社提出の「退職手当等支給額の計算資料」により、申立人は申立期間において臨時社員として在職していたことが確認できる。

当時、C社では、「臨時社員等社会保険事務処理規定」を定め、それ以降、臨時社員等が厚生年金保険に加入する道が開かれ、厚生年金保険の適用事業所としての届出を行い、当該事業所において臨時社員として勤務し、勤務日数等の加入要件を満たす場合には、厚生年金保険の被保険者となることができるようになったとしている。

しかしながら、C社が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和38年10月1日であり、申立期間は同社が適用事業所となっていない期間に当たる。

また、C社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和38年10月1日に資格を取得している複数の同僚からは、「厚生年金保険の加入日は入社日より後となっており、臨時社員であった期間のうち、厚生年金保険に加入していなかった期間は給与から保険料は控除されていなかったと思う。」旨の回答が得られた。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行っても、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年ごろから28年ごろまで  
② 昭和28年ごろから30年ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間①については、A社B支店内で業務をしていたC社(現在は、D社)でE業務に従事していた。申立期間②については、同じA社B支店内で業務をしていたF社(現在は、G社)でH業務に従事していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が記憶していた同僚の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人がC社で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和31年8月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、上記同僚は、C社において、同社が適用事業所となった昭和31年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているところ、「C社は、昭和31年8月1日より前は厚生年金保険に加入していなかった。」と陳述しており、同人と同一日に資格を取得している10人のオンライン記録を見ても、全員が申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。

さらに、D社は、「当社が適用事業所となる前の期間に、従業員の給与から厚生年金保険料を控除するようなことはない。」と回答しているところ、申立人は、「C社で勤務していたときに健康保険被保険者証をもらった記憶は無く、給与から厚生年金保険料が引かれていたかどうか覚えていない。」と陳述している。

申立期間②については、元従業員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人がF社で勤務していたことが推認できる。

しかし、G社は、「申立期間当時の関係資料が残っていないので、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況については不明である。」としている。

また、申立人を記憶していた上記元従業員は、申立人と同じ業務内容で採用されて、申立人とは別のI業務に従事していた者が二人おり、そのうちの一人の名前を記憶していたが、前述のF社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人と同様にその者の被保険者記録は見当たらない。

さらに、申立人は、「F社で勤務していたときに健康保険被保険者証をもらった記憶は無く、給与から厚生年金保険料が引かれていたかどうか覚えていない。」と陳述している。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 11 月初旬から 35 年 12 月まで  
② 昭和 36 年 1 月から同年 3 月中旬まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間①については、昭和 34 年 11 月初旬に A 社(現在は、B 社)へ入社し、C 工場で、35 年 12 月まで D 業務の助手をしていた。

申立期間②については、申立期間①に引き続いて昭和 36 年 1 月から、A 社と同じ敷地内にあった E 社(現在は、F 社)の G 工場で勤務し、H 業務に従事していたが、中学校の 1 学年先輩で、E 社においても先輩であった人ら数人と一緒に同年 3 月 13 日付けで I 社へ異動した。

申立期間に A 社及び E 社で継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A 社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A 社は、年金の適用について、申立期間より前の昭和 34 年 1 月 1 日に厚生年金保険から J 共済組合へ移管されており、同日以降、同組合において厚生年金保険に加入している者は確認できない上(健康保険のみの加入者は、多数確認できる。)、申立人については、J 共済組合における加入記録も無いが、B 社は、「申立期間当時の関連資料を保管していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除並びに J 共済組合への加入の状況について確認することができない。」と陳述している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 33 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日までに資格を取得していることが確認できる元社員 37 人に照会し、6 人から回答を得たが、いずれも申立人を記憶しておらず、

申立人の勤務実態は確認できない。

さらに、当該元社員 6 人のうちの 1 人は、「自分はずっと正社員だと思っていたが、同僚及び先輩が正社員に対し、『私たちも正社員にしてほしい』と要求しているのを聞いて初めて自分が正社員ではなかったことに気付いた。」としており、別の 1 人は、「申立期間当時、臨時社員とアルバイトは厚生年金保険には加入しておらず、保険料控除もされていなかった。」としていることから、申立期間当時、A 社では、正社員と同様の業務に従事する臨時社員及びアルバイトといった雇用形態の者が多数おり、これらの者は厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間を含む昭和 33 年 4 月 1 日から 36 年 1 月 4 日までの資格取得者に係る健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、E 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 35 年 12 月 10 日から 36 年 3 月 10 日まで政府管掌健康保険に加入していることが確認できることから、申立人が申立期間に E 社で勤務していたことが確認できる。

しかし、E 社も A 社と同様に、年金の適用について、昭和 34 年 1 月 1 日に厚生年金保険から J 共済組合へ移管されており、同日以降、E 社において厚生年金保険に加入している者は確認できない上（健康保険のみの加入者は、多数確認できる。）、申立人については、J 共済組合における加入記録も無い。

また、J 共済組合は、「昭和 34 年 1 月以降、組合員は J 共済組合に加入していたが、通常勤務者の 50% 以内の勤務日数又は勤務時間の者は、常時勤務に服しない者として組合員の対象から除外されていた。」としており、申立期間当時、健康保険のみに加入し、年金に加入しない職員がいたと陳述している。

さらに、申立期間当時、E 社で職長をしていたとする同僚は、「実家が K 業務従事者である者及び繁忙期（12 月から翌年 3 月まで）のみ勤務していた者等については、ほとんどが短期臨時社員と呼ばれる雇用形態で勤務していたので、申立人も短期臨時社員だと思われる。当時、短期臨時職員は健康保険には加入しても、年金には加入していなかった。」と陳述している。

加えて、申立人が記憶している先輩社員は、「自身の雇用形態は正社員ではなく臨時社員であった。給与から厚生年金保険及び共済年金の保険料を控除されることは無かったと思う。申立人の雇用形態は不明であるが、業務内容は私と同じだった。」と回答しているところ、当該先輩社員については、申立人同様、政府管掌健康保険の加入記録（加入期間は申立人と同じ）は確認できるものの、厚生年金保険又は J 共済組合の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 1 日から 37 年 3 月 1 日まで  
私は、昭和 35 年から 37 年までの約 2 年間、A 社で C 業務従事者として勤務していたが、同社における厚生年金保険の加入記録が無い。  
納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から、期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことが推定できる。

しかし、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、同僚の一人は「私は、入社後 2 年ぐらいは社会保険に加入していなかった。」と陳述していることから、事業主は必ずしも従業員を入社時から厚生年金保険に加入させていなかったことが推察される。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が失われたとは考え難い。

加えて、申立人は、昭和 36 年 3 月 6 日に母親及び兄と共に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、制度発足時の同年 4 月から 37 年 2 月まで国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から保険料が控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 31 日から 42 年 4 月まで

私は、昭和 41 年 5 月に A 社に入社し、42 年 4 月に退職するまで継続して勤務したが、社会保険事務所（当時）の記録では、41 年 7 月 31 日から 42 年 4 月までの期間については厚生年金保険の加入記録が無い。

A 社に在職中は同社の指示を受けて、元夫の健康保険の被扶養者から外れ、同社の健康保険に加入していたので、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間であることを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 5 月から 42 年 4 月まで A 社に継続して勤務し、同社で健康保険に加入し、厚生年金保険被保険者であったと申し立てている。

しかし、雇用保険の加入記録によると、A 社における申立人の離職日は昭和 41 年 7 月 30 日とされ、同社での厚生年金保険の資格喪失日と一致していることが確認できる。

また、申立期間当時、A 社において厚生年金保険の加入記録を有する複数の元従業員に照会したものの、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することはできなかった。

さらに、申立人は、「A 社に在職中は同社の指示を受けて、元夫の健康保険の被扶養者資格から外れ、同社の健康保険に加入していた。」と陳述しているところ、申立期間当時、申立人の元夫が加入していた健康保険組合の被扶養者記録を見ると、申立人は、申立期間を含む昭和 39 年 8 月 9 日から平成 9 年 10 月 26 日までの期間、元夫の被扶養者であったことが確認できる。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人が昭和 41 年 7 月 31 日付けで資格を喪失したことに伴い、同年 8 月 9 日に健康保険被保険

者証が社会保険事務所に返納されていることが確認でき、同原票の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 6702 (事案 1932 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 1 日から 59 年 10 月まで

私は、配偶者の父親が経営していたA社に昭和 39 年 10 月から 59 年 10 月まで勤務した。

昭和 53 年 4 月から 59 年 10 月までの期間について、給与から社会保険料が控除されていたのに厚生年金保険の加入記録が無い。

今回、新たな資料を提出するので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚でもあった弟及び当時の税理士事務所からの回答により、申立人が申立期間においてA社に在職していたことは推定できるが、i) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、標準報酬月額額の昭和 53 年 10 月の欄に、いったん 3 万円 (当該金額は、それ以前の標準報酬月額の 3 分の 1 程度) と記載された後に取り消された不自然な記録が認められ、このような事後訂正を行う場合、社会保険事務所 (当時) では出勤簿、賃金台帳等を確認の上で行うのが通例であることから、申立人の資格喪失日は二重のチェックを受けていたと考えられる、ii) 同被保険者名簿には、健康保険被保険者証の証返の日付 (昭和 54 年 1 月 27 日) も明記されており、申立人が 59 年 10 月まで勤務したと申し立てていることとは相違している、iii) 申立人は、当時の妻から給料の金額を聞いていただけで実際の明細は見えていないと陳述しているなど、給与支給額及び保険料控除額に関する記憶は曖昧である等から、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 7 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする

る通知が行われている。

今回、申立人はB職の名札、C業務管理者の証(昭和42年3月16日に取得)、D業務指導員の委嘱状(昭和51年7月13日付け)並びにE職資格者証及び認定証(昭和56年1月1日に認証)を新たな資料として提出し、申し立てているが、これらは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 6703

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 3 月 1 日から 37 年 5 月 31 日まで  
厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた期間については、脱退手当金が支給されているとの回答を受けた。

脱退手当金は請求したことも受給したことも無いので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間に係る脱退手当金を請求した記憶が無く、受給していないとしている。

オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年後の昭和38年5月30日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳を見ると、昭和38年4月8日付けで社会保険庁(当時)から脱退手当金の計算のため標準報酬月額を回答した記録が確認できるとともに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているほか、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日が記載されているページを含む前後15ページに記載されている女性のうち、申立人と同時期に受給要件を満たし資格を喪失した者20人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含め13人に支給記録があり、うち11人が資格喪失後1年以内に支給決定されていることを踏まえると、事業主が脱退手当金の請求に際して何らかの関与をしていた可能性は否定できない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 5 月 2 日から 26 年 3 月 15 日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

夫は、A社には昭和 15 年に入社し、18 年 1 月に軍隊に召集され、終戦後、28 年に復員した。同社からは、召集後から 26 年 3 月まで応召手当を受けていたとともに、同年 3 月 15 日には退職一時金を支給された。

このため、A社には、昭和 26 年 3 月 15 日まで社員として在籍したことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

B社が提出した応召手当に関する支給記録(昭和 25 年度)、同手当に関する送金案内書(昭和 22 年 8 月 14 日、同年 9 月 4 日、同年 10 月 30 日、及び 23 年 10 月 11 日付け)及び退職一時金領収書(昭和 26 年 3 月 15 日付け)等から判断すると、申立人が申立期間にA社に在籍していたことが認められる。

しかし、上述の応召手当に関する支給記録及び送金案内書には、申立人が申立期間に厚生年金保険料を控除された記録は無く、B社では「申立人の留守家族に支払った応召手当から、厚生年金保険料を控除したか否かについては、当時の控除を確認できる資料を保管していないため不明である。」と陳述している。

また、申立人が社会保険審査会委員長に対して昭和 60 年 4 月 15 日に行った

再審査請求に関連して、A社が61年3月20日付けの文書でC社会保険事務所長（当時）に提出した「厚生年金保険資格取得日の訂正および追記進達依頼について」によると、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、当初、同社が提出していた20年5月1日の被保険者資格喪失届は誤りであったとして、申立人の同年5月1日から26年3月15日までの被保険者期間を容認されたい旨の記載があるものの、当該期間の保険料は未納とただし書きで記載されていることが認められる（申立人の昭和20年5月1日から22年5月2日までの期間については、61年5月1日付けで、当時の厚生年金保険法第59条の2の規定により、記録訂正が行われている。）。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、旧厚生年金保険法（昭和16年法律第90号）第59条の2の規定により、被保険者が陸海軍に徴集又は召集された場合は厚生年金保険料が控除されていないにもかかわらず、控除されていたとして被保険者期間とされる特例制度が昭和22年5月に廃止されたのは、国のために犠牲となった者の切り捨てであり、法制度上の救済を行うべきではないかと主張し、この主張に対する判断を当委員会に求めているが、年金記録確認第三者委員会は、当時、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたか否かを踏まえて年金記録の訂正の可否を判断する機関であることから、昭和22年5月に廃止された特例制度の適否を判断することはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 45 年 2 月 1 日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間はA社D支店で勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した履歴書(平成2年作成)によると、申立人は昭和42年4月から45年2月までA社においてB業務従事者として勤務した記録があることから、期間は特定できないものの、申立人は申立期間にB業務従事者として同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は同僚の氏名を記憶していないため、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人が勤務していたとするA社D支店は、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、複数の同僚の陳述から、同社D支店は、昭和42年10月1日までは同社E支店に、同日から申立期間後の45年11月1日までは同社C支店に所属し、いずれの支店も厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できることから、両支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録がある者60人を抽出し、このうち所在が判明した30人に申立人の厚生年金保険の適用状況を照会したところ、回答のあった22人のうち誰からも、申立人が申立期間に厚生年金保



険に加入し、給与から保険料が控除されていたことをうかがわせる陳述を得ることはできなかった。

さらに、A社は、「厚生年金保険に加入させていたのは、内勤社員のみであり、B業務従事者は、歩合制の委託契約社員であったので、当時も現在でも、厚生年金保険には加入させていない。また、昭和42年3月に設立されたF厚生年金基金には、当該事業所の被保険者の加入記録が保管されているが、申立人の加入記録は無く、申立人は、基金に加入しないB業務従事者であったと思われる、厚生年金保険に加入させていないし、加入していない者から厚生年金保険料を控除することも無い。」としている上、前述の回答があった22人のうち11人は「B業務従事者は、歩合制の委任契約であり社会保険には加入していなかったと思う。」と陳述しており、これら11人は自身の業務についてE業務を担当していたとしている。

加えて、申立人に係る雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、申立期間にA社における雇用保険の加入記録が無い。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月11日から43年3月16日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には、昭和41年3月22日に入社し、平成7年3月に同社を退職するまでB支店で申立期間も継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間も継続してA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書(写)及び同被保険者資格確認及び標準報酬決定通知書(写)によると、申立人は、昭和41年12月11日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、43年3月16日に被保険者資格を再度取得していることが確認でき、これは、オンライン記録と一致する。

また、申立人に係る雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、A社において昭和41年12月10日に離職し、43年3月16日に被保険者資格を再取得しており、この記録は申立人に係る厚生年金保険の加入記録と一致している上、当該事業所では「雇用保険に加入していない期間は、厚生年金保険に加入することはなく、厚生年金保険料も控除していない。」と陳述している。

さらに、A社は「人事記録が無いため、明確なことは分からないが、申立人は、申立期間に従業員としての身分が変わったため、厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、元の正社員に戻った時に再度被保険者資格を取得したことが考えられる。」と陳述している。

加えて、申立人が記憶している同僚7人及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間に厚生年金保険被保険者であった同僚10人のいずれからも、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことをうかがわせる具体的な陳述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月20日から49年3月30日まで  
② 昭和56年10月1日から58年4月30日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、C社に勤務した申立期間①とA社で勤務した申立期間②の加入記録が無いとの回答を受けた。両社に勤務したのは間違いないので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間当時に勤務していた事業所を「B社」としているが、オンライン記録によると、申立人が記憶する住所地に当該事業所名の厚生年金保険適用事業所は無く、一方、同じ住所地における適用事業所として「C社」が確認できることから、申立人が申立期間に勤務していた事業所はC社であると推認できる。

しかし、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が名前を記憶している唯一の同僚に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い上、当該同僚の所在を確認できないため、当該同僚から申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認することができない。

また、上述の被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録がある従業員19人のうち、所在が判明した5人に照会したところ、全員から回答を得たが、いずれも申立人を記憶していない上、そのうちの2人は「C社が、従業員の厚生年金保険の加入について、どのような方針であったのかは分からない。」と陳述している。

さらに、申立人は、申立期間の大半である昭和39年11月から49年3月までの期間に国民年金に加入し、そのうち、39年11月から42年12月までの期

間、45年4月から同年12月までの期間及び46年4月から49年3月までの期間は国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる。

加えて、申立期間当時の事業主は、既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、オンライン記録により、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に申立人に該当する厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、A社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社が保管する申立人に係る給与明細書（控）は、昭和56年9月14日から57年4月25日までの分であり、申立期間当時の事業主も「申立人が勤務していたのは、給与明細のある期間のみである。」と陳述しており、申立人も申立期間の記憶について「給与明細の無い期間については、記憶違いだったかもしれない。」と陳述している。

また、A社が保管する申立人に係る給与明細書（控）には厚生年金保険料が控除されていた記録が無い。さらに、上述の事業主は「申立人はハローワークの紹介により採用したが、年齢が募集した年齢よりも上だったので臨時雇用として雇用し、社会保険及び雇用保険には加入させていなかった。」と陳述しているところ、申立人の同社に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 8 月 1 日から 29 年 9 月 25 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務していた期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和 25 年 8 月 1 日から妻が入社してきた後の 29 年 9 月 25 日まで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、平成9年1月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡している上、申立期間当時の役員は、「会社は、平成9年1月31日に解散しており、申立期間当時の資料は保管していないため、申立人について確認できない。」と陳述していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人は、A社の事業主及び同僚の名前を記憶しておらず、前述の役員及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険被保険者記録がある従業員33人のうち、所在が判明した6人に対し、申立人の申立期間における勤務実態について照会したところ、回答が得られた5人は、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人が申立期間に勤務していたことをうかがわせる陳述を得られなかった。

さらに、申立人は、A社での自身の職種について、「C職としてB業務に従事していた。」としているところ、前述の回答が得られたうちの4人は「A社

では、B業務に従事しておりC職はいなかった。」としている上、申立人が当該事業所の事業主は、外国人であったとしているところ、前述の役員は「申立期間の事業主は、私の父であり、外国人ではなく日本人である。」と陳述しており、申立人の陳述と元従業員等の陳述に相違がみられる。

加えて、申立人は「申立期間当時、妻が自分より後から入社してきて、1年ぐらい一緒に勤務していた。」としているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の妻の記録は見当たらない上、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月 26 日から 54 年 5 月 26 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、平成3年に同社から永年勤続賞をもらっており、継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社の申立期間当時の役員、給与事務担当者及び社会保険事務担当者は、「申立期間当時、申立人から厚生年金保険及び健康保険をやめたいとの相談があり、健康保険被保険者証を返してもらったが、その後も4年から5年ぐらいは請負として勤務していた。申立人から健康保険被保険者証を返してもらった4年から5年後に、夫婦が日本で正式に暮らせることになったとあいさつに来たので、当時の社長が申立人を正社員として再雇用した。」と陳述している。

また、A社が提出した昭和54年3月以降の給与計算ノート(写)を見ると、i) 同年3月までは申立人の給与支給記録は見当たらないこと、ii) 同年4月分及び同年5月分の給与支給記録では、申立人の給与から厚生年金保険料が控除された記録が無いこと、iii) 同年6月分の給与支給記録は社会保険事務所の記録どおり厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。



さらに、前述の社会保険事務担当者は、「申立人が健康保険被保険者証を返した時に、厚生年金保険と健康保険の被保険者資格喪失の届出をした記憶がある。その後、申立人が再入社してから2か月から3か月程度、勤務の状態を見て厚生年金保険の資格取得の届出の手続をしたと思う。」と陳述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が被保険者資格を喪失した昭和49年6月26日の欄の備考欄には、健康保険被保険者証が返却された旨記載されていることが確認できる。

なお、申立人の妻が保管している平成3年3月9日にA社から出された「永年勤続賞」については、前述の社会保険事務担当者は「永年勤続している人を順番に推薦していた。20年ぐらい勤務していた申立人を推薦し、作成されたものである。」と陳述していることから、申立人の申立期間における継続勤務は確認できるが、このことをもって厚生年金保険料控除まで確認できるものではない。

このほか、申立人に係る申立期間の保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 11 月から 45 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 45 年 7 月 18 日から 46 年 1 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答を受けた。私は、昭和 43 年 11 月から 46 年 1 月まで同社に継続して勤務していたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の同僚の陳述から判断すると、入退社時期は特定できないものの、申立人が申立期間①及び②において、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となっていた期間は、申立人の被保険者記録のある昭和 45 年 6 月 1 日から同年 7 月 18 日までの期間であり、申立期間①及び②は適用事業所となっていない期間に当たる。

また、A社の申立期間当時の事業主は、「当時の資料は保管していないが、いったん厚生年金保険に加入したものの厚生年金保険料負担が重いため脱退し、国民年金に変更した。」旨陳述しているところ、同人は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 45 年 7 月 18 日の翌日に国民年金に加入し、その保険料を現年度納付していることが特殊台帳の記録により確認できる。

さらに、事業主は、「厚生年金保険に加入していない期間については、給与から保険料控除はしていない。」旨陳述している。

加えて、申立期間当時の同僚二人は、「申立期間当時の保険料控除に係る記

憶は無い。」とも陳述している。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。B公共職業安定所から厚生年金保険加入を条件に紹介を受け、昭和30年1月から同年3月末まで勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人陳述のA社の所在地及び業務内容が同僚の陳述内容と符合することから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に在職していたことが推認できる。

しかし、A社において被保険者であったことが確認できる同僚は、「A社では3か月間の見習期間があり、私も見習期間後に加入した。見習期間中は健康保険、厚生年金保険には加入していなかったし、保険料も控除されていなかったと思う。」と陳述している。

また、申立人が唯一記憶していた上司の氏名は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では確認することはできず、さらに、連絡の取れた複数の同僚は、いずれも申立人及び当該上司を覚えていないことから、これらの者から申立人の勤務形態及び厚生年金保険の加入の有無等について確認することはできない。

加えて、A社の事業主は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名は見当たらず、所在確認もできないことから、当時の事情等を明らかにすることはできなかった。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索

を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

なお、申立人は、B公共職業安定所からの紹介を受けA社で勤務したと申し立てていることから、当該公共職業安定所へ求人票の保存を確認したところ、当該公共職業安定所からは、「求人票の保存期間は1年間で申立期間当時のものは、保存していない。」旨の回答があった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 3 月 27 日から 23 年 4 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社で勤務したので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社において勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 22 年 9 月 1 日であり、申立期間のうち、同日までは適用事業所となっていない期間に当たる。

また、申立人が、A社をはじめその前後で勤務した事業所において一緒に働いていたとする同僚についても、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録は見当たらず、同人の所在も不明であることから、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について照会することはできない。

そこで、A社に係る上記被保険者名簿において、同社が新たに適用事業所となった日に資格を取得している複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者はいなかった。

また、A社は、申立期間当時の関係資料を保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況は不明であると回答している。

さらに、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月1日から同年5月1日まで  
② 昭和34年1月24日から同年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B支店(現在は、C社)に勤務していた申立期間①及び同社が名称変更したC社D支店に勤務した申立期間②の加入記録が無いとの回答をもらった。私は、同社に昭和25年4月1日に入社し、34年1月31日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和25年4月1日に、A社B支店に入社し、厚生年金保険に加入していたと申し立てているところ、C社D支店提出の人事記録によると、申立人が同年4月20日にA社B支店に入社し、後継会社であるE社F支店及びC社D支店に34年1月24日まで継続して勤務していることが確認できる。

しかし、オンライン記録において、「A社B支店」という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらず、また、E社F支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和25年5月1日であり、申立期間①においては適用事業所となっていない。

さらに、厚生年金保険記号番号払出簿等において、申立人と同じく昭和25年4月にA社B支店に入社し、同年5月1日付けでE社F支店に配属されている同期入社の同僚が7人確認できるところ、その7人全員に同年4月の被保険者記録が無い。

加えて、当該同期入社の同僚の1人は、「自分の入社日は昭和25年4月19日と記憶しているが、厚生年金保険被保険者記録は、E社F支店が適用事業所となった同年5月1日からであり、同年4月の厚生年金保険料控除は無かった

ように思う。」と陳述している。

なお、上述のとおり、A社B支店という厚生年金保険の適用事業所は見当たらないが、申立期間①当時、A社G支店という適用事業所があり、当該事業所からE社F支店設立日の昭和25年5月1日に35人が同社に異動していることが両社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できることから、A社G支店に係る被保険者名簿において申立人の記録を確認したが見当たらなかった。

申立期間②については、申立人は、C社D支店で継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、C社D支店提出の人事記録によると、申立人の同社における退職日は、上記のとおり昭和34年1月24日と記録されており、同僚の陳述によっても申立期間の勤務が確認できない。

また、上記退職日は、オンライン記録における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 10 月 1 日から 50 年 11 月 1 日まで  
② 昭和 51 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
③ 昭和 53 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで  
④ 平成 12 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、私がA社に勤務していた昭和 34 年 4 月 1 日から平成 15 年 4 月 1 日までの期間のうち、一部の期間に係る標準報酬月額が実際の報酬月額より低く記録されているので、申立期間①、②、③及び④に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について主張しているものの、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書における厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 28 日から 37 年 4 月まで

私は、昭和 34 年 11 月から 37 年 4 月ごろまで B 社（現在は、C 社）A 支店に勤務していた。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、B 社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和 35 年 7 月 28 日となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間を含む昭和 34 年 11 月から 37 年 4 月ごろまで B 社 A 支店に勤務した。同支店が閉鎖することをその約 1 か月前に突然言われて同社を退職したが、勤務期間中に支店名及び業態が変わった記憶は無い。」旨陳述している。

しかし、C 社提出の同社年譜（社史）には、申立期間中の昭和 35 年 11 月に A 支店を D 支店に変更した旨の記載が確認でき、同社は、「A 支店は同年 11 月より前に閉鎖したと思われる。」旨回答している上、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時の同社在籍が確認できる者 10 人に照会したところ、回答が得られた 7 人のうち 3 人は、「A 支店が D 支店に支店名及び業態を変更した記憶がある。」旨回答している。

また、D 支店に昭和 35 年 11 月から勤務していたとする 1 人を含む上記回答が得られた 7 人全員が「申立人のことを知らない。」旨陳述している上、D 支店に勤務していたとする者が同支店での同僚として名前を挙げた者は、「私は、D 支店に B 社での被保険者資格を喪失する昭和 36 年 10 月 24 日までの約 1 年間勤務していたが、申立人のことは記憶に無い。」旨陳述しており、同社での申立人の申立期間における在籍状況等について確認できない。

さらに、申立人が自身と同時期又は少し前にB社を退職したA支店での同僚として名前を挙げた同一職種の同僚、上司及びその妹の同社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、申立人の被保険者資格の喪失日とほぼ同時期の昭和35年5月15日、同年9月30日及び同年5月15日であることが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる。

加えて、C社は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料が残存せず、申立期間における申立人の在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。」旨回答している上、A支店における申立人の上司とされる同僚に照会したものの、回答が得られなかったほか、当該上司の妹とされる同僚及び同一職種の同僚は所在不明であり、同支店のE職とされる同僚も既に死亡しているため、これらの者から、申立期間における申立人の在籍状況、勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 35 年 4 月 3 日まで

私は、私の兄が経営するA社において、高校卒業後の昭和 29 年 4 月 1 日から 35 年 4 月 3 日まで主にB職としてC業務に従事していたが、社会保険事務所(当時)の記録では、当該期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に同事業所での在籍が確認できる複数の同僚の陳述から、申立人は、申立期間に同事業所のB職としてC業務に従事していたことが推認できるものの、当該同僚のうち二人は、「申立人は、事業所に常時出勤しておらず、事業主である申立人の兄の手伝いをしていたような気がする。また、申立人に給与が支払われていたかどうかは分からない。」旨陳述している。

また、A社は、昭和 41 年 9 月 11 日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主に対し文書照会を行ったが回答が得られない上、経理事務を担当していたとされる事業主の配偶者は既に死亡しているため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時の同事業所在籍が確認できる同僚は、「A社での事務を担当していた事業主の配偶者から、入社時に社会保険加入の意思確認があり、加入又は非加入を選択することができた。また、私は、昭和 29 年 6 月から 31 年 4 月まで同事業所に在籍していたが、当時の同事業所には、少なくとも 10 人以上の従業員がいたと思う。」旨陳述しているところ、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和 29 年 10 月及び 30 年 10 月の標準報酬月額定時決定時におけ

る被保険者数は、いずれも6人であることが確認でき、申立期間当時の同事業所では、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったものの、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 10 月 15 日から 48 年 1 月 23 日まで  
② 昭和 49 年 8 月 17 日から 50 年 2 月 1 日まで  
③ 昭和 50 年 2 月 1 日から 51 年 8 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、私がA県B市のC社に勤務した期間(申立期間①)、同市のF社に勤務した期間(申立期間②)及びG県H市のE社に勤務した期間(申立期間③)が厚生年金保険の未加入期間となっている。

しかし、私は、各事業所の正社員としてD業務に従事し、厚生年金保険に加入していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人が勤務したとするC社、F社及びE社は、社会保険事務所に適用事業所としての記録は無く、また、いずれの事業所についても、申立人が記憶する各事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録は見当たらない。

さらに、申立期間①について、申立人をC社に紹介したとする申立人の兄の陳述から、在籍時期及び期間は特定できないが、申立人が同社に在籍していたことは推認できるものの、申立人の兄は、「私は、C社に請負契約のD業務従事者として勤務しており、厚生年金保険には加入していなかった。申立人は、社員であったが、社員の厚生年金保険の加入状況については分からない。また、同社は、事業主が死亡した昭和50年ごろに閉鎖した。」旨陳述している上、申立人は、同社の同僚の名字のみしか記憶していないため、これらの者から、同社での申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認すること

ができない。

加えて、申立期間②について、申立人は、F社の同僚の名字のみしか記憶していない上、事業主とされる者は所在不明であるため、これらの者から、同事業所での申立人の在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認することができない。

また、申立期間③について、E社に勤務し、申立人を同事業所に紹介したとされる申立人の別の兄は、既に死亡している上、申立人は、同事業所の事業主及び同僚の名字のみしか記憶していないため、これらの者から、同事業所での申立人の在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認することができないほか、申立人の兄に係る申立期間を含む昭和37年12月から57年3月までの国民年金保険料が納付済みであることがオンライン記録から確認できる。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月 17 日から 42 年 3 月 26 日まで  
社会保険事務所(当時)の記録では、私がA社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。  
しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は請求しておらず、受給していないとしている。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄には脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和42年6月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さは見られない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月24日から29年5月21日まで  
社会保険事務所(当時)の記録では、私がA社に勤務した期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。  
しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、給付記録欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱退手当金」と記されているほか、支給金額、資格期間等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致していることが確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、A社を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 8 月から 28 年 12 月 1 日まで  
② 昭和 50 年 11 月 28 日から同年 12 月 4 日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 27 年 8 月から 50 年 12 月 4 日まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録から、申立人が申立期間にA社で勤務したことが確認できる。

しかし、B社が作成及び保管する「健康保険厚生年金保険被保険者名簿」を見ると、申立人の資格取得日は、昭和 28 年 12 月 1 日と記載されており、オンライン記録と一致する。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一日の昭和 28 年 12 月 1 日に資格を取得している元従業員 38 人のうち、所在が判明し聴取することができた 7 人中 5 人が自身の入社時期を記憶しており、当該 5 人は、それぞれ入社したとする時期の 4 か月から 1 年 5 か月後に資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、同社では、従業員を採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、B社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、B社提出の従業員身上明細書における申立人の退職日及び雇用保険の記録における申立人の離職日は、いずれも昭和50年12月4日と記録されている。

しかし、申立人に係る戸籍謄本を見ると、申立人は、昭和50年\*月\*日ごろに死亡したと記載されていることが確認できる。なお、同年\*月\*日の死亡の場合における資格喪失日は、死亡した日の翌日である同年\*月\*日となる。

また、オンライン記録によれば、昭和50年\*月に申立人に係る遺族年金の受給権が発生したことが確認できることから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者ではなかったと推認される。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の資格喪失年月日が昭和50年12月5日から同年\*月\*日に訂正（昭和51年2月20日に訂正処理）された旨が記載されており、これについて日本年金機構は、「当該被保険者名簿における資格喪失日の訂正は、事業主からの届出に基づき処理されたものと考えられる。通常、事業主から資格喪失年月日の訂正届が提出された場合には、資格喪失日訂正に係る理由書、出勤簿、離職票及び死亡診断書等の退職日（死亡日）が確認できる資料の添付が必要となる。」としている。

このほか、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る保険料を控除されたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年6月13日から23年12月まで  
② 昭和38年4月から40年11月26日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。A社には昭和21年3月から23年12月まで勤務し、B社には38年4月から46年6月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人は、同僚の氏名を記憶していないほか、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち、連絡先が判明した15人に照会し、7人から回答を得たが、いずれも申立人を記憶しておらず、同僚等から、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

また、A社の事業を継承するC社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、同社から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

申立期間②については、複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間にB社で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間にB社において被保険者記録が有る同僚の一人は、「申立期間当時、入社してすぐに会社を辞める者が多かったので、会社は、様子を見て長く勤める者を厚生年金保険に加入させていた。」と陳述しているところ、

複数の同僚は、入社したとされる時期の約 10 か月から 3 年後に資格を取得していることが同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから、申立期間当時、同社では、必ずしも従業員を採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立期間に B 社において被保険者記録が有る元従業員 10 人は、「当時、B 社では、厚生年金保険に加入していない者がいた。」と陳述しているところ、申立人が記憶する同僚 3 人のうちの 1 人は、同社において被保険者としての記録は見当たらない。

さらに、申立人と前職が同じであり、同時期に B 社に入社したとする同僚二人は、申立人と同一日の昭和 40 年 11 月 26 日及び 41 年 3 月 26 日にそれぞれ資格を取得していることが前述の被保険者名簿により確認でき、申立人と同様に申立期間における被保険者記録は見当たらない。

加えて、B 社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、同社から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 57 年 3 月にB職として入社し、正社員になった同年 4 月に厚生年金保険に加入したはずであるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が有る元従業員 50 人に照会し、回答があった 8 人は、いずれも申立人を記憶しておらず、また、申立人が入社時に上司であったとする者に照会しても、回答が得られなかったため、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

さらに、申立人と同じB職であったとする元従業員の一人は、「厚生年金保険と雇用保険は同時に加入した。」と陳述しているところ、当該元従業員、申立人及び別のB職であったとする元従業員は、いずれも厚生年金保険と雇用保険の資格取得日は一致している。

加えて、前述の回答があった元従業員 8 人のうち、自身の入社時期を記憶する 2 人は、入社したとする時期の 8 か月から 1 年 2 か月後に資格を取得しているほか、前述の上司は、申立期間後の昭和 58 年 8 月 1 日に資格を取得していることが前述の被保険者名簿により確認できることから、申立期間当時、A社では、必ずしも従業員を採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかった

ことがうかがえる。

また、A社は、昭和 60 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため、同社から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年2月から27年9月まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和26年2月から27年9月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、昭和26年2月にA社に入社したとする同僚は、「私がA社に入社した当時、申立人は在籍していなかった。」と陳述しているほか、申立人が記憶する上司及び同僚のうち所在が判明し聴取できた2人並びに同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に資格取得記録が有る元従業員8人のうち所在が判明し聴取できた3人からは、申立人の申立期間における勤務実態を確認できなかった。

また、前述の同僚の一人は、「私は、昭和22年4月からA社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録は、24年2月からしかない。」と陳述していることから、申立期間当時、同社では、必ずしも従業員を採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、昭和60年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も既に死亡しているため、同社等から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 7 月から 39 年 10 月まで  
② 昭和 39 年 11 月から 41 年 10 月まで  
③ 昭和 45 年 1 月から 46 年 1 月まで  
④ 昭和 46 年 1 月から同年 8 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社、B社、C社及びD社で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。いずれの申立期間も常勤社員として勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間にA社で勤務したことが推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、A社は、昭和 39 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同日以前は適用事業所ではない。

また、申立人は、申立期間当時、A社の従業員数は約 20 人であったとしているが、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる当該期間の被保険者数は 9 人であることから、当時、同事業所では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社の事業を継承するE社は、「申立期間当時の事業主は既に死亡しており、当時の資料も残っていない。」と陳述しているため、同社から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

申立期間②については、申立人は、B社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同事業所を管轄する法務局において商業登記に係る記録も見当たらない。

さらに、申立人は、事業主の名字しか記憶しておらず、同人の所在を確認できないほか、同僚の氏名を記憶していないため、事業主等から、申立人への申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

申立期間③については、申立人は、C社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、C社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同事業所を管轄する法務局において商業登記に係る記録も見当たらない。

さらに、申立人は、事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から、申立人への申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

申立期間④については、申立人は、D社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、D社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同事業所を管轄する法務局において、商業登記に係る記録も見当たらない。

さらに、申立人は、事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から、申立人への申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 6725

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月1日から26年3月1日まで  
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社B支店に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社B支店には、昭和24年3月から26年3月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間にA社B支店で勤務したことが推認できる。

しかし、A社B支店は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、A社C支店で被保険者記録が有る元従業員は、「A社B支店は、同社の代理店であり、個人事業所であった。その後、同社B支店は、D社に名称変更している。」と陳述しているところ、オンライン記録によれば、D社は、昭和26年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。

さらに、A社B支店で申立人と同期入社であったとする同僚は、「申立期間当時、A社B支店の従業員数は5人未満であり、D社に名称変更し厚生年金保険に加入するまでは、保険料控除も無かった。」と陳述している。

加えて、D社は、昭和29年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は既に死亡しているため、同社等から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から 41 年 6 月 30 日まで  
② 昭和 41 年 7 月 1 日から 42 年 6 月 1 日まで  
③ 昭和 42 年 12 月 27 日から 43 年 4 月 17 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①並びにB社に勤務した申立期間②及び③の加入記録が無いとの回答を受けた。A社には、昭和 39 年 4 月から 41 年 6 月まで勤務し、B社には同年 7 月から 43 年 4 月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人がA社で勤務したことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同事業所は、昭和 42 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、当該複数の同僚は、「A社が適用事業所となる前に保険料控除は無かった。」と陳述している。

さらに、前述の被保険者名簿において、A社が適用事業所となった昭和 42 年 2 月 1 日に資格を取得している 6 人中 3 人は、同事業所が適用事業所となるまでの期間は国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる。

加えて、A社の事業を継承するC社に申立期間における保険料控除の状況を照会したが、回答は得られなかった。

申立期間②については、複数の同僚の陳述から、時期は特定できないものの、

申立人がB社で勤務したことが推認できる。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同事業所は、申立人が同事業所で資格を取得した日と同一日の昭和42年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、当該複数の同僚は、「B社が適用事業所となる前に保険料控除は無かった。」と陳述している。

さらに、前述の被保険者名簿において、B社が適用事業所となった昭和42年6月1日に資格を取得している5人中2人は、同事業所が適用事業所となるまでの期間は国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる。

加えて、前述の被保険者名簿によれば、B社は、昭和42年12月27日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は既に死亡しているため、同事業所等から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

申立期間③については、申立人は、申立期間にB社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、上記のとおり昭和42年12月27日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、前述の被保険者名簿において、B社が適用事業所ではなくなった昭和42年12月27日に資格を喪失している元従業員のうち所在が判明し聴取できた二人は、「私は、昭和42年12月にB社を退職した。」と陳述しているため、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年ごろから28年8月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和26年ごろから28年8月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人がA社及びその前身のB社で勤務したことが推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和27年4月1日であり、申立期間のうち同日以前は適用事業所ではない。

また、申立人がA社で一緒に勤務したとする同僚二人は、いずれもB社及びA社において、被保険者としての記録は見当たらない。

さらに、B社及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

加えて、B社は、昭和28年4月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているほか、A社も、32年7月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、両社の元事業主等は所在不明であるため、両社等から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。